

日本語教育推進議員連盟第20回総会 式次第

令和6年6月14日（金） 13時00分～14時00分

参議院議員会館 1階 特別会議室

一、開会（司会進行）

事務局長 里見 隆治

二、挨拶

会 長 柴山 昌彦

会長代行 中川 正春

三、議事

① 日本語教育機関認定法の施行の状況（報告）

② 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能
実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案について（報告）

③ 関係省庁の日本語教育に関する取組の状況（報告）

④ その他

四、閉会

挨拶

会 長 柴山 昌彦

令和6年6月14日 日本語教育推進議員連盟第20回総会関係省庁等・関係団体
出席者一覧

<関係省庁等 出席者>

【文部科学省】

望月 禎 総合教育政策局長
八木 和広 総合教育政策局社会教育振興総括官
今村 聡子 総合教育政策局日本語教育課長
佐藤 邦明 高等教育局参事官（国際担当）
平山 大輔 総合教育政策局国際教育課外国人児童生徒教育専門官

【総務省】

小西 一功 自治行政局国際室参事官補佐

【法務省】

福原 申子 出入国在留管理庁在留管理支援部長
本針 和幸 出入国在留管理庁政策課長
菱田 泰弘 出入国在留管理庁在留管理課長
佐藤 浩朗 出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室長

【外務省】

鈴木 律子 大臣官房文化交流・海外広報課課長
四ッ谷 知昭 国際交流基金日本語第1事業部長

【厚生労働省】

山口 大樹 職業安定局外国人雇用対策課 課長補佐
清野 晃平 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 技能実習監理官
亀谷 航平 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課 課長補佐
越後屋 百合 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課 課長補佐

【経済産業省】

福本 真二 貿易経済協力局 技術・人材協力課 課長補佐
社本 大輔 通商政策局アジア大洋州課 課長補佐

【金融庁】

下井 善博 監督局 銀行第一課長

< 関係団体等 出席者 >

【日本語教育機関団体連絡協議会】

・ (一財) 日本語教育振興協会	理事長	佐藤 次郎
・ (一財) 日本語教育振興協会	理事	丸山 茂樹
・ (一社) 全国日本語学校連合会	広報担当	井之上 純孝
・ (一社) 日本語学校ネットワーク	代表理事	大日向 和知夫
・ (一社) 日本語学校ネットワーク	理事	本田 善太郎
・ 全国専門学校日本語教育協会	会長	深堀 和子
・ 全国専門学校日本語教育協会	事務局長	西村 学
・ (一社) 全国各種学校日本語教育協会	副理事長	新井 時賛
・ (一社) 全国各種学校日本語教育協会	副理事長	永井 早希子
・ (一社) 全日本学校法人日本語教育協議会	理事	篠原 克彦
・ 日本語教育機関団体連絡協議会	事務局	谷 一郎
・ 日本語教育機関団体連絡協議会	事務局	森下 明子

【公益社団法人日本語教育学会】

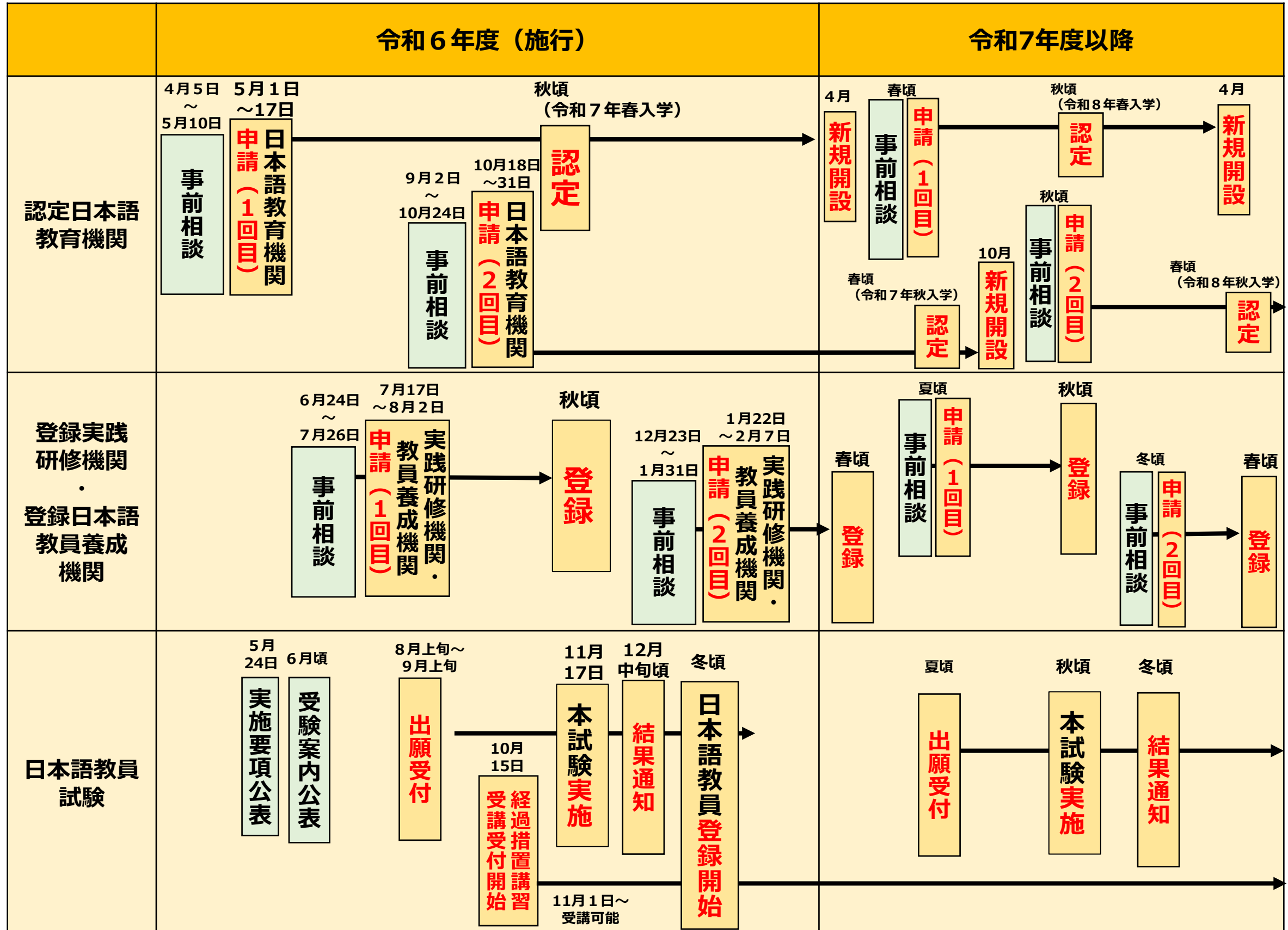
・ 公益社団法人日本語教育学会	副会長	小澤 伊久美
-----------------	-----	--------

日本語教育機関認定法 今後のスケジュール（令和6年5月末時点）

資料 1 - 1

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。

※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間としている。



日本語教育機関認定法の施行の状況について

1. 日本語教育機関の認定

- 令和 6 年度 1 回目の認定申請受付を実施（5 月 17 日締切）
- 審査を経て 10 月末頃の認定を予定
- 既存校が認定を受けようとする際に、借入金により校地や校舎を取得することに伴って附いた抵当権等以外の抵当権等が校地や校舎に附いている場合でも、審査において認められ得ることについて通知（3 月）
- 既存校の提出書類について機関の同意が得られた場合には一部を文部科学省が入管庁から取得することを可能とした他、提出書類の軽減や様式作成上の注意事項に関する説明資料の作成等による円滑な申請のための支援を検討・実施

2. 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関

- 令和 6 年度 1 回目の登録申請について、6 月 24 日から事前相談を開始、7 月 17 日～8 月 2 日に申請を受付
- 審査を経て 11 月末頃の登録を予定
- 登録機関の実施する実践研修・養成課程について、登録を受ける前から実施していた日本語教員養成講座から切れ目なく教育訓練給付の対象として指定を受けられるよう整理

3. 日本語教員試験

- 令和 6 年度の日本語教員試験は 11 月 17 日に実施
- 全国 8 ブロックで実施予定（北海道、東北、関東、中部、近畿、中四国、九州、沖縄）
- 5 月 24 日に令和 6 年度日本語教員試験の実施要項を公表。6 月中には受験案内を公表予定
- 現職者の試験免除の要件となるオンライン講習について 11 月から開始予定

4. 制度活用・体制強化

- 日本語教育機関認定法の施行を含む日本語教育施策の推進・充実に必要な体制整備のため、4 月より、文部科学省総合教育政策局に日本語教育課を新設
- 育成就労制度における日本語教育機関認定法の制度活用について検討
- その他「日本語教育の更なる充実のための新たな日本語教育法案における関係省庁との連携促進について」（令和 4 年 12 月 日本語教育推進会議）に基づき、関係省庁と連携して制度活用を促進

趣 旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概 要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度 【第二条関係】

- 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等 【第二条・第五条関係】

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置 【第十一条・第十二条関係】

- 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

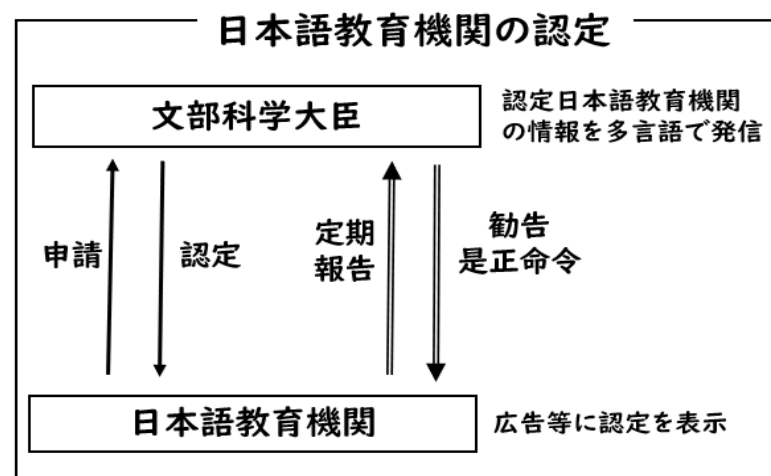
2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。

【第十七条関係】

- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】

- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】



協議

協力

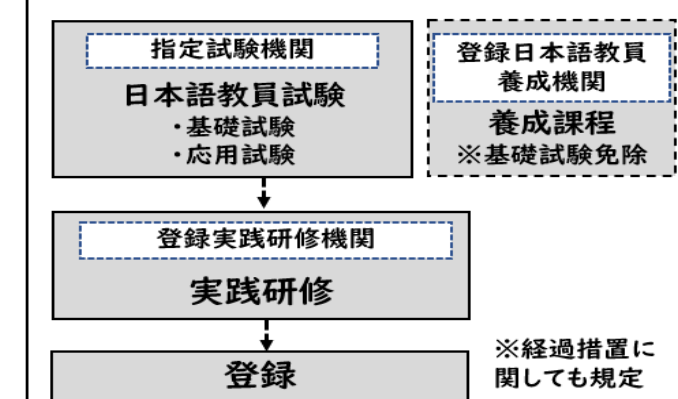
法務大臣

※認定基準(省令)の協議

法務大臣その他
関係行政機関の長

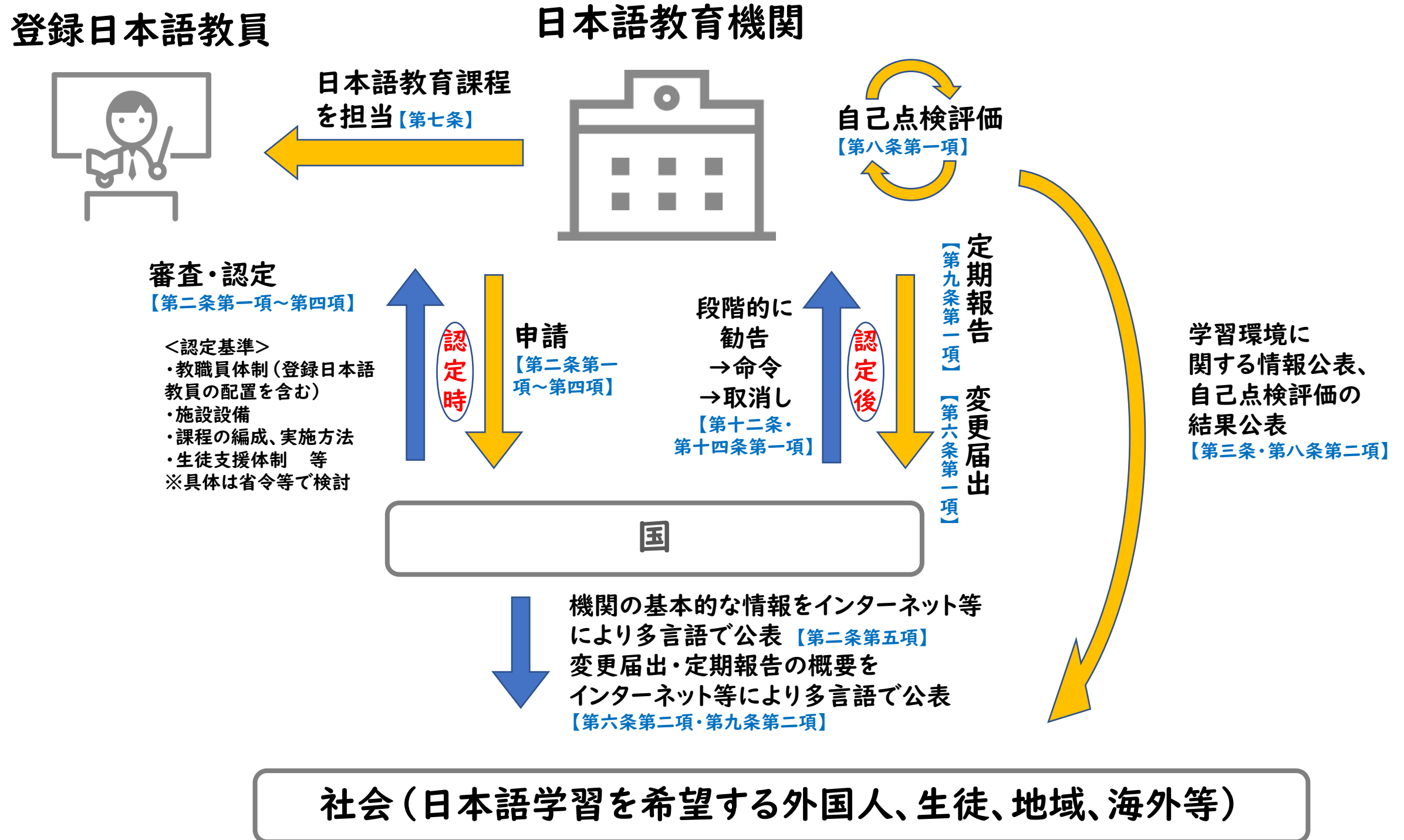
※認定機関における日本語教育の
適正かつ確実な実施を図るため、
相互に連携を図りながら協力

登録日本語教員



認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像（イメージ）

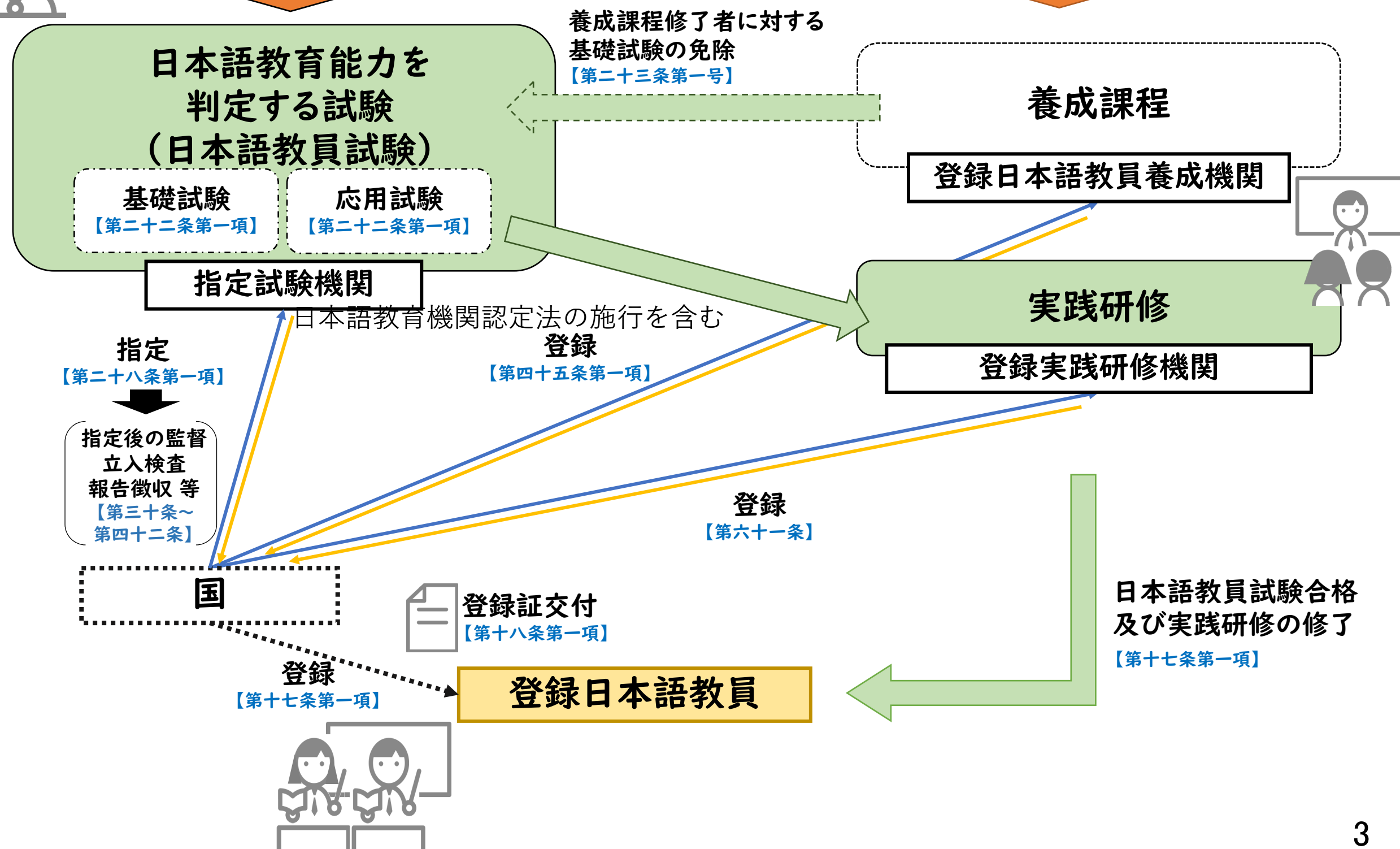
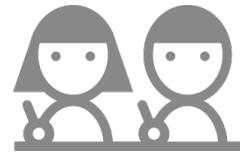
- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。



認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。

日本語教師を目指す者（年齢、国籍、母語を資格取得要件としない）



認定日本語教育機関と法務省告示機関との比較（主なもの）



文部科学省

	法務省告示機関(※)	認定日本語教育機関(留学)(案)	認定日本語教育機関(就労・生活)(案)
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示	<u>日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育</u>	<u>日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育</u>
認定等の主体	国(法務大臣)	国(<u>文部科学大臣</u>)	国(<u>文部科学大臣</u>)
設置者	●国、地方公共団体 ●その他(経営に必要な経済的基盤・識見。欠格事由あり)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者 等)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者 等)
対象機関	専修学校、各種学校、その他教育施設	<u>大学別科等</u> 、専修学校、各種学校、その他教育施設	<u>大学別科等</u> 、専修学校、各種学校、その他教育施設
主な対象生徒	留学生	留学生	<u>就労者、生活者</u>
修業年限	1年以上(特に必要と認める場合には6か月以上)	1年以上(一定の要件を満たす場合には6か月以上)	●各課程の目的・目標等に応じて適切に定める ●更に、個々の生徒に、認定を受けた課程の修業期間の一部を履修させることができる
授業時数	年間760単位時間以上	年間760単位時間以上	<u>B1:350時間、A2:200時間、A1:100時間 以上</u>
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	● <u>B2以上目標の課程を1つ以上置く</u> ● <u>課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること</u> ● <u>授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること</u> ● <u>「日本語教育課程編成のための指針」に基づく</u>	● <u>B1以上目標の課程を1つ以上置く</u> ● <u>課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること</u> ● <u>授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること</u> ● <u>「日本語教育課程編成のための指針」に基づく</u> ● <u>3/4を上限にオンライン授業を実施可能</u>
生徒数	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下
教員資格	●大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者 ●学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者 ●日本語教育能力検定試験に合格した者 等	<u>登録日本語教員(国家資格)</u> ➢ <u>日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格</u> ➢ <u>実践研修の修了</u> ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は <u>基礎試験を免除</u>	<u>登録日本語教員(国家資格)</u> ➢ <u>日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格</u> ➢ <u>実践研修の修了</u> ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は <u>基礎試験を免除</u>
教員数	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき専任1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	● <u>同時に授業を行う生徒20人につき1人以上(最低3人)</u> ● <u>同時に授業を行う生徒40人につき常勤1人以上(最低2人)</u> ●主任教員を1人配置すること
校舎面積	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上
施設・設備等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積： 同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積： 同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 <u>ただし、図書室と保健室は条件付で不要</u> ●教室面積： 同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等
自己評価	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務
第三者評価	—	● <u>審議会による実地視察を実施</u> ● <u>第三者評価が努力義務</u>	● <u>審議会による実地視察を実施</u> ● <u>第三者評価が努力義務</u>
その他	—	<u>毎年教育の実施状況について定期報告</u>	<u>毎年教育の実施状況について定期報告</u>

(※)出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関

登録日本語教員養成機関・登録実践研修機関が実施する養成課程・実践研修に係る教育訓練給付の対象講座としての指定申請について

- **登録日本語教員養成機関・登録実践研修機関が実施する養成課程・実践研修は、法令に基づいた公的職業資格（必置資格）の養成課程として教育訓練給付（※）の支給対象講座（「特定一般教育訓練」又は「一般教育訓練」）として厚生労働大臣の指定を受けることが可能。**

（※）労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に、受講料の一部を雇用保険から支給する制度

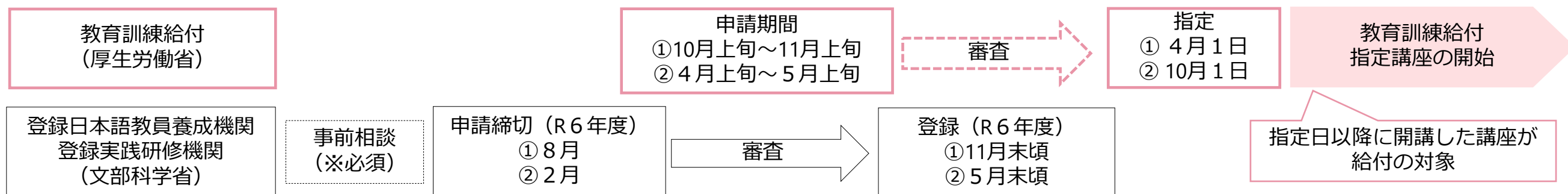
教育訓練給付の講座指定申請手続

- **登録日本語教員養成機関・登録実践研修機関（又は登録申請中の機関）は、指定申請期間内に必要書類に登録を通知する書類の写し（登録申請中の場合は、申請書の写し）を添えて、厚生労働省に申請。**

（※）登録日本語教員養成機関・登録実践研修機関の登録申請は年2回：（令和6年度）①令和6年8月2日申請締切（11月末頃登録分）、②令和7年2月7日申請締切（5月末頃登録分）

（※）教育訓練給付の指定申請は年2回：①10月初旬～11月初旬（翌年4月1日指定分）、②4月初旬～5月初旬（10月1日指定分）

- **登録日本語教員養成機関・登録実践研修機関の登録申請中の機関が、教育訓練給付の講座指定を受けるスケジュールは以下のとおり。**



特定一般教育訓練給付：受講費用の40%（上限20万円）を支給

<対象となる講座>

- ・業務独占資格、名称独占資格もしくは**必置資格に係る養成施設の課程**又はこれら資格の取得を訓練目標とする課程

<講座実績要件>

- ・以下①～③について、**過去3か年度のうち、いずれかの年度においてすべて満たすことが必要（※）**

①目標資格の試験等の受験率が80%以上、②合格率が全国平均以上、③就職・在職率が80%以上

（※）従前から法務省告示基準の教員要件を満たす研修として文化庁に届出受理されていた養成講座の実施機関は、従前からの養成講座の実績により審査可能

一般教育訓練給付：受講費用の20%（上限10万円）を支給

<対象となる講座>

- ・**公的職業資格**又は修士若しくは博士の学位等の**取得を訓練目標とするもの**

<講座実績要件>

- ・なし

※従前から一般教育訓練給付の対象であった講座は、引き続き支給対象

【注】 <対象となる講座> <講座実績要件> は、養成課程・実践研修について、教育訓練給付の講座指定申請を行う場合の主な要件等を抜粋したものであることに留意。

第1回日本語教員試験の日程等について

日時

令和6年11月17日（日）

基礎試験 120分

応用試験 聴解：50分、読解：100分

会場

全国8ブロックで実施予定

北海道（北海道札幌市）

近畿（大阪府堺市）

東北（宮城県仙台市）

中四国（広島県広島市）

関東（東京都23区内及び神奈川県横浜市）

九州（福岡県福岡市）

中部（愛知県名古屋市）

沖縄（沖縄県宜野湾市）

※会場所在地は現時点の予定

今後のスケジュール

令和6年5月24日 令和6年度日本語教員試験実施要項 公表

6月 受験案内公表

8月 出願受付（～9月上旬まで）

※日本語教員試験システムによりオンラインで受付

11月17日 試験日

12月 結果通知

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。**

※  は制度・施策の主務官庁

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

 法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

 文科省

 法務省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

 外務省

 文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

 文科省

 外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

 法務省

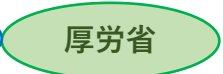
 厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

 文科省

 法務省

 厚労省

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

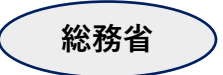
- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携

 法務省

- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供

 厚労省

- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供

 総務省

- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

 経産省

入管法・技能実習法の改正について (育成就労制度の創設等)

(令和6年3月15日閣議決定)



出入国在留管理庁・厚生労働省

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））

（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(**育成就労法**)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

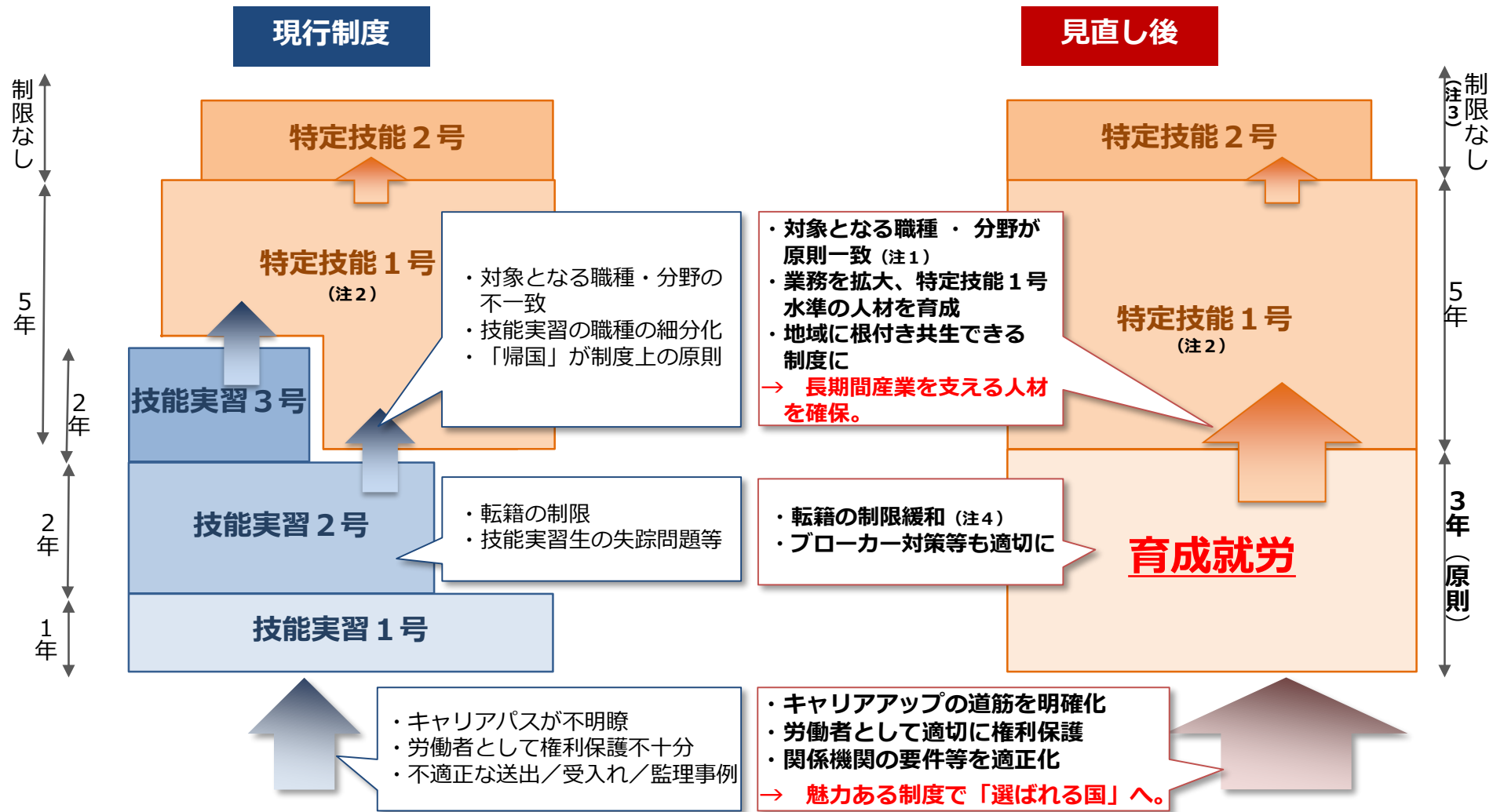
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

両制度の在り方については、有識者会議最終報告書を踏まえ、共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、以下の方針で検討を進める。

- 1 総論
- 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設。
 - 企業単独型技能実習のうち、育成就労制度とは趣旨・目的を異にするものの引き続き実施する意義のあるものは、別の枠組みで受入れを検討。
 - 特定技能制度については、適正化を図った上で存続。

- 2 外国人の人材確保
- (1) 受入れ対象分野
- 「特定産業分野」に限定して設定。
 - 技能実習2号対象職種のうち、特定産業分野があるものは原則受入れ対象分野として認める方向で検討。技能実習が行われている職種のうち、対応する特定産業分野がないものは、現行制度が当該職種に係る分野において果たしてきた人材確保の機能の実態を確認した上で、特定産業分野への追加を検討。
- (2) 受入れ見込数
- 対象分野ごとに受入れ見込数を設定し、受入れ上限数として運用。
- (3) 設定の在り方
- 有識者・労使団体等で構成する新たな会議体の意見を踏まえて政府が判断。
- (4) 地域の特性等を踏まえた人材確保
- 自治体が地域協議会に積極的に参画し、受入れ環境整備等に取り組む。
 - 季節性のある分野で、業務の実情に応じた受入れ形態等を検討。

- 3 外国人の人材育成
- (1) 人材育成の在り方
- 基本的に3年間の就労を通じた育成期間において特定技能1号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。
- (2) 人材育成の評価方法
- 以下の試験合格等を要件とする。
 - ①就労開始前 日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講
※受入れ機関は1年経過時までと同試験（ただし、既に合格している場合を除く。）及び技能検定試験基礎級等を受験させる。
※日本語能力に関しては現行の取扱いを踏まえ各分野でより高い水準を設定可。以下同じ。
 - ②特定技能1号移行時 技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
日本語能力A2相当以上の試験（N4等）合格
※試験等に不合格となった者について、最長1年の在留継続を認める。
 - ③特定技能2号移行時 特定技能2号評価試験等合格／日本語能力B1相当以上の試験（N3等）合格

- (3) 日本語能力の向上方策
- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の仕組みを活用するとともに、受入れ機関が支援に積極的に取り組むためのインセンティブを設ける。
 - A1相当からA2相当までの範囲内で設定される水準の試験を含む新たな試験の導入や受験機会の確保の方策を検討するとともに、日本語教材の開発等、母国における受験準備のための日本語学習支援の実施等を進める。

- 4 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上
- (1) 「やむを得ない事情がある場合」の転籍
- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続きを柔軟化。現行制度下においても速やかに運用改善を図る。
- (2) 本人の意向による転籍
- （1）の場合以外は、3年間一つの受入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、以下を満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認める。
 - ア 同一の機関において就労した期間が一定の期間（注1）を超えている
 - イ 技能検定試験基礎級等・一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格（注2）
 - ウ 転籍先が、適切であると認められる一定の要件を満たす
 - （注1）当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに1年～2年の範囲内で設定。人材育成の観点を踏まえた上で1年とすることを目指しつつも、1年を超える期間を設定する場合、1年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。
 - （注2）各分野で、日本語能力A1相当の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で設定。
- 転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討。
 - 転籍の仲介状況等に係る情報を把握。不法就労助長罪の法定刑を引き上げ適切な取締りを行う。当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない。

- 5 関係機関の在り方
- (1) 監理支援機関・登録支援機関
- 監理団体（監理支援機関）について、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限、外部監査人の設置の義務化等により独立性・中立性を担保。
 - 特定技能外国人の支援業務の委託先を登録支援機関に限定。
- (2) 受入れ機関
- 受入れ機関の要件を適正化。適正な受入れに必要な方策を講ずる。
- (3) 送出機関
- 二国間取決め（MOC）を新たに作成し、悪質な送出機関排除に向けた取組を強化するとともに、原則として、MOC作成国からのみ受入れ。
 - 手数料等の情報の透明性を高めるとともに、手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担軽減を図る。
- (4) 外国人育成就労機構
- 外国人技能実習機構を外国人育成就労機構に改組、特定技能外国人への相談援助業務も行わせるとともに、監督指導機能や支援・保護機能を強化。

- 6 その他
- 制度所管省庁は、制度全体の適正な運用の上で中心的な役割を果たす。
 - 業所管省庁は、必要な受入れ環境整備等に資する取組を行う。
 - 人権侵害行為に対しては現行制度下でも迅速に対処。
 - 移行期間を確保し丁寧な事前広報を行い、必要な経過措置を設ける。
 - 新制度の施行後も制度の運用状況について不断の検証と必要な見直しを行う。
 - 永住許可制度を適正化。

日本語教育関係施策等の 推進状況について

令和6年6月

<目次>

文部科学省関係	p. 1
法務省関係	p.33
外務省関係	p.38
厚生労働省関係	p.54
経済産業省関係	p.60
総務省関係	p.64

文部科学省関係資料

文部科学省における日本語教育施策

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）に基づき、次のような取組を推進。なお、令和6年4月の「日本語教育課」創設に伴い、文化庁より業務を移管。

<日本語教育の内容・方法等の充実>

「日本語教育の参照枠」の策定・普及

- ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に日本語教育の内容や方法・評価等に関する共通の指標・包括的な枠組みを策定（6段階の尺度：A1～C2）（R3.10）
- 参照枠を教育現場で活用するための手引の作成・公開（R4.2）
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容をレベル・言語活動ごとに示した「生活Can do」の作成・公開（R5.3）
- 参照枠の見直しのために検討すべき課題の整理（R6.2）
- 分野別（生活・就労・留学）日本語教育モデルの開発（R4～）

オンライン等による日本語教育の普及

- オンラインを活用した日本語教育のための実証事業の実施（令和3年度補正予算事業）（R3～4）
- ICTを活用した日本語教育に関する検討の観点の整理（R6.2）

<地域日本語教育の体制づくり>

- 都道府県・政令指定都市による日本語教育の司令塔機能（総合調整会議、総括・地域日本語教育コーディネーター）設置、日本語教室・研修等の実施を通じた総合的な体制づくりを推進（令和6年度は56団体を採択）（R1～）
- 日本語教育空白地域解消の推進アドバイザー派遣（H28～）
- ICT活用日本語学習教材の開発・運営（18言語）（R1～）
- 「特定のニーズ」に対応した日本語教育の提案（R3～）

<日本語教育人材の養成・研修>

- 大学等の日本語教師養成課程の開発・改善支援（R1～）
- 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修（R5～）
- 初任・中堅・コーディネーター等の段階別及び分野別（生活・就労・留学・児童生徒等）の日本語教師育成のための研修プログラムの開発・普及（R1～）

<難民・避難民等への日本語教育>

- 条約難民・第三国定住難民への日本語教育
- 補完的保護対象者への日本語教育（R6～）
- ウクライナ避難民への日本語教育（R4～5）

<日本語教育の基盤整備・調査研究>

- 教材等の一元的な情報発信を行うポータルサイトの運用（H25～）
- 日本語教育大会の開催（S51～）
- 日本語教育実態調査（S42～）、テーマ別調査研究（H27～）等

さらに、日本語教育の水準の維持向上を図るための新たな制度を創設

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（R6.4施行）

日本語教師の資格及び日本語教育機関の認定制度の創設 等

- ①日本語教育機関の認定制度の創設
・文部科学大臣の認定、認定機関の情報の多言語配信、段階的な是正措置 等
- ②認定日本語教育機関の教員（登録日本語教員）の創設
・日本語教員試験の実施、実践研修、養成課程修了者の試験免除、養成研修機関の登録制度 等
- ③外務、法務、厚労、経産、総務省等との連携による制度活用促進

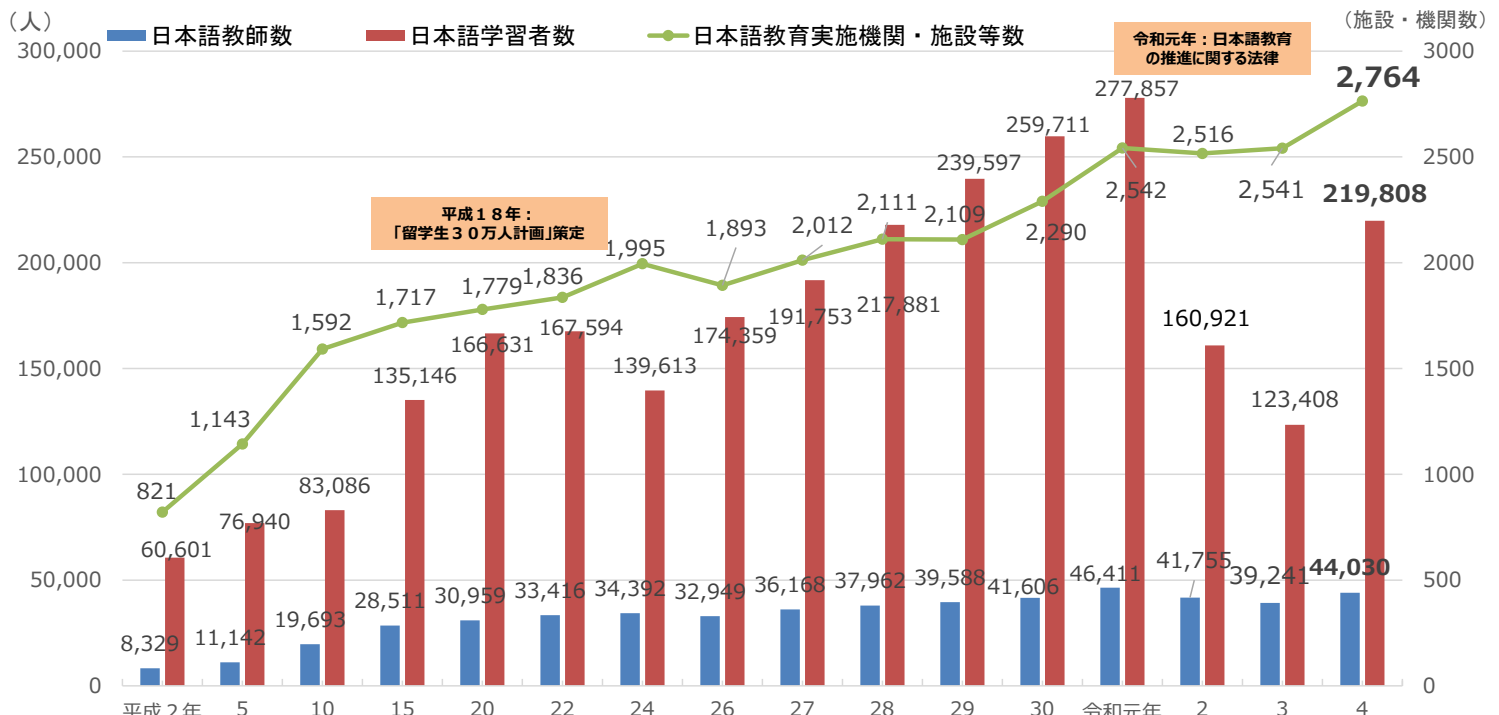
2

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

○国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。

○新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は一時的に減少したが、令和4年度には約22万人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。

○日本語学習者、日本語教育実施機関数は増加傾向にあるが、（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）している。



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

3

令和6年度「日本語教育」予算の概要



文部科学省

単位：千円

事項	前年度 予算額	令和6年度 予算額	対前年度 比較増減額
中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会等	0	28,301	28,301
外国人等に対する日本語教育の推進	1,395,235	1,582,577	187,342
外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業	600,144	494,548	△105,596
「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業	153,003	147,854	△5,149
「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業	23,982	23,808	△174
「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業	14,414	11,266	△3,148
日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業	250,126	241,402	△8,724
資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上（＊）	191,185	375,697	184,512
日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費	0	24,920	24,920
日本語教育に関する調査及び調査研究	27,530	17,274	△10,256
日本語教育大会の開催	2,906	2,408	△498
省庁連携日本語教育基盤整備事業（＊）	3,597	3,533	△64
条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育	128,348	239,867	111,519
合 計	1,395,235	1,610,878	215,643

※デジ庁予算65,700千円、2,474千円を含む

担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

4

外国人等に対する日本語教育の推進

令和6年度予算額
（前年度予算額）

1,611百万円
1,395百万円



文部科学省

現状・課題

我が国の在留外国人は令和4年末で約308万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化した。令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和5年度改訂）等や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」等、さらに令和5年5月に成立した日本語教育機関認定法による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度創設を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

※合計予算額には上記のほか審議会経費40百万円を含む

1

展開・学習機会の全国

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

495百万円（600百万円）

○ 地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。

○ 令和6年度には58自治体（全体の約9割）まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

②日本語教室空白地域解消の推進強化

148百万円（153百万円）

○ 日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。

○ ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。

③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

24百万円（24百万円）

NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ（特定のニーズ）」に対応した先進的な取組を創出。（障害を有する外国人に対する日本語教育、文字学習中心の日本語教育等）

条約難民等に対する日本語教育（拡充）

240百万円（128百万円）

○ 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。

○ 改正入管法により創設された補完的保護対象者に対する日本語教育を実施（条約難民と同様の支援）。

2

日本語教育の質の向上等

①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

11百万円（14百万円）

令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度から計画的に生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等の開発・普及を実施。

令和6年度は令和5年度に開発されたモデルの普及（活用促進）を促進。

②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

241百万円（250百万円）

日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年）及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、

・現職日本語教師研修プログラム普及、

・日本語教師養成・研修推進拠点整備、

・日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。

③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上（拡充）

376百万円（191百万円）

日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。

・日本語教員試験の実施

・日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築・運用

・現職日本語教師への講習実施（経過措置）

④日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費（新規）

25百万円（－百万円）

日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、実践研修・養成機関の登録等の円滑な手続に必要な経費を計上。

⑤日本語教育に関する調査及び調査研究

17百万円（28百万円）

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施（実態調査、総合的な調査研究）。

アウトプット（活動目標）

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム（成果目標）

- 日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

中期アウトカム（成果目標）

- 日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

5

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

495百万円
600百万円)



背景・課題

- ①令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。
また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- ②都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
- ③文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活Can do」が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。

※ 令和5年6月には、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布。

事業内容

1. 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 7百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 455百万円（前年度 560百万円）

対象：都道府県・政令指定都市の件数：47件（前年度 55件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

- ①域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- ②「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
 - i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル（B1）・時間数（350h以上）に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

市町村向け間接補助分
特別交付税措置

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 33百万円（前年度 33百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム（成果目標）

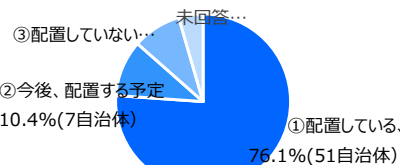
・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

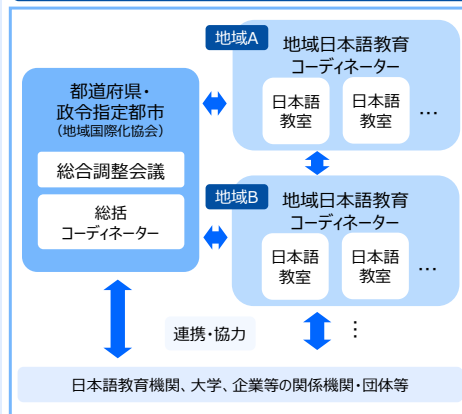
担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査集計結果（文化庁、令和5年3月）

▼ 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり イメージ図



6

【参考】「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」

地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す
都道府県・政令指定都市等に対し補助率加算（最大3分の2）

- 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援
 - ・「日本語教育の参照枠」及び同参照枠に基づく「生活Can do」を活用し、その理念を踏まえた日本語教育
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告）

（令和4年11月 文化審議会国語分科会）より抜粋

【生活Can do】「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文（Can do）（A1からB1レベル）

No.	言語活動	好むレベル	Can-do	生活上の行為の事例		
				大分類	中分類	小分類
1	読むこと	B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を採り出すことができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(011) 適切な医療機関で治療を受ける
2	発表	B1	体調が悪く、医療相談窓口に電話したときに、相談員に自分の症状や状況の変化について、順序立てて説明することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(011) 適切な医療機関で治療を受ける
3	読むこと	A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診療日や時間を確認することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(011) 適切な医療機関で治療を受ける
4	やり取り	A2	電話で病院や歯医者の予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、診療理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(011) 適切な医療機関で治療を受ける

【学習時間の目安】

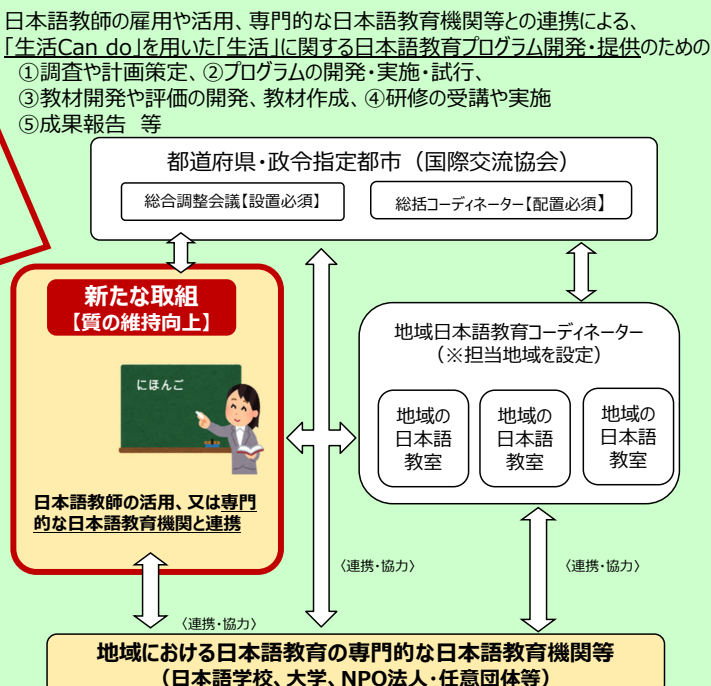
地域における日本語教育で想定される自立した言語使用者（B1レベル以上）の学習時間

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）

◎ 0～B1レベルまで	350～520時間程度 (470～780単位時間程度（1単位時間45分））
<参考> 0～B2レベルまで	700～1070時間程度 (933～1426単位時間程度（1単位時間45分））

具体的な内容イメージ図



7

令和6年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

合計 56団体

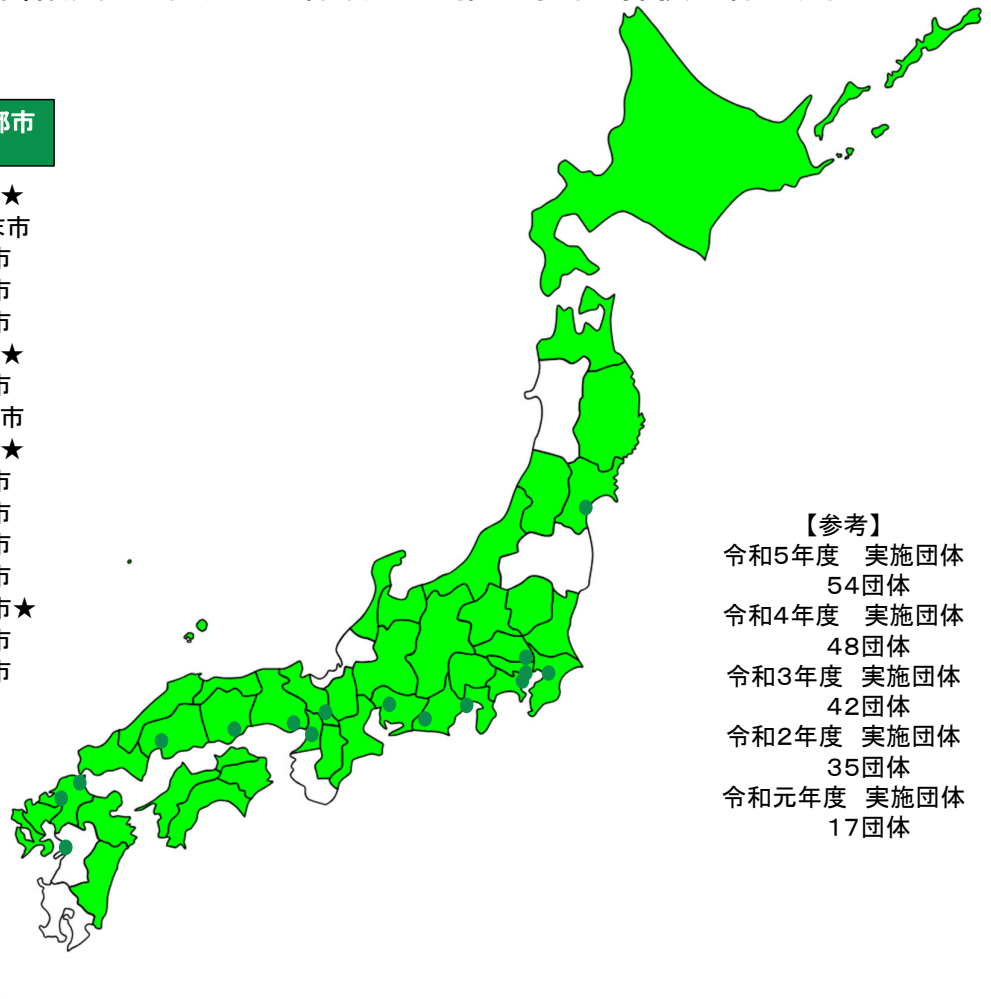
都道府県 (40団体)

- 北海道
- 青森県
- 岩手県
- 宮城県
- 山形県
- 茨城県
- 栃木県
- 群馬県
- 埼玉県
- 千葉県
- 東京都
- 神奈川県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 山梨県
- 長野県
- 岐阜県
- 静岡県
- 愛知県
- 三重県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 鳥取県
- 島根県
- 岡山県
- 広島県
- 山口県
- 徳島県
- 香川県
- 愛媛県
- 高知県
- 福岡県
- 佐賀県
- 長崎県
- 大分県
- 宮崎県

政令指定都市 (16団体)

- 仙台市★
- さいたま市
- 千葉市
- 川崎市
- 横浜市
- 静岡市★
- 浜松市
- 名古屋市
- 京都市★
- 大阪市
- 神戸市
- 岡山市
- 広島市
- 北九州市★
- 福岡市
- 熊本市

★ : 地域国際化協会が応募
下線付: 新規応募団体



【参考】

令和5年度 実施団体 54団体
令和4年度 実施団体 48団体
令和3年度 実施団体 42団体
令和2年度 実施団体 35団体
令和元年度 実施団体 17団体

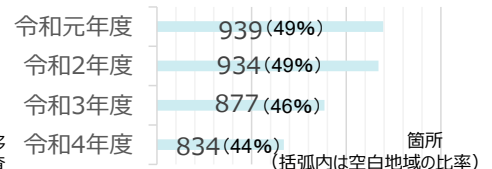
「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和6年度予算額 148百万円
(前年度予算額 153百万円)



現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は834である（令和4年11月現在）。その地域に在住する外国人数は149,062人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。



事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

・日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。件数：21件（前年度：24件）

2 ICT教材の開発・提供

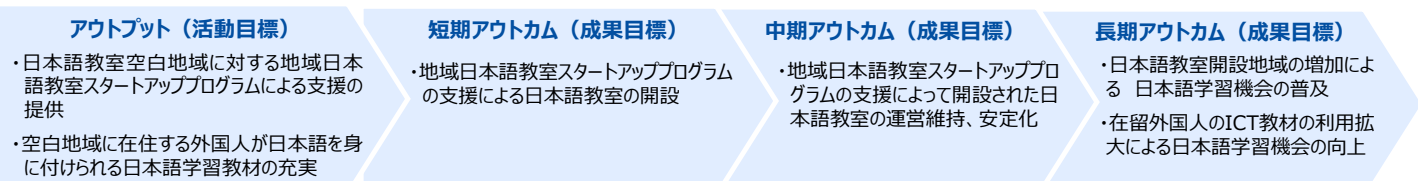
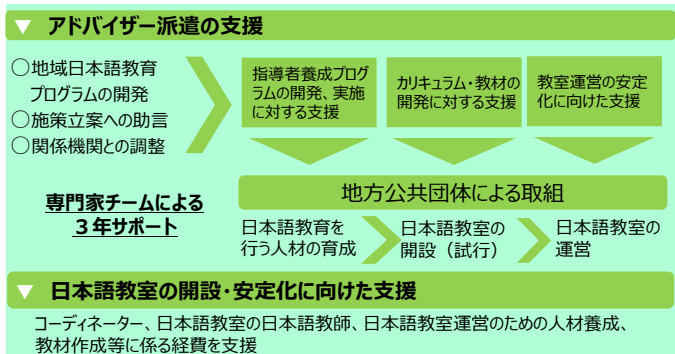


- 日本語学習サイト「つながるひろがる ほんごでのくらし」（通称：つながひろ）
 - 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
 - 対応言語 18言語（令和5年度末）
- 中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

・令和6年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加。

3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

・日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
・域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催



令和6年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 応募状況



10



文部科学省

TSUNAHIRŌ

「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト
つながるひろがるにほんごでの暮らし



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が
独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
(開発・運営：文部科学省、委託：TOPPAN株式会社)



内容

- ・生活場面の動画中心、日本語・外国語字幕表示、表現・語彙、文型の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト
- ・活用方法等のセミナーの開催、広報活動



対応言語 全18言語

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール(カンボジア)語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語
フランス語【令和5年12月22日公開】



使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット、ポスター各種
- ・広報用動画 等



実績(令和5年度)

216万アクセス



11

「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

24百万円
24百万円)

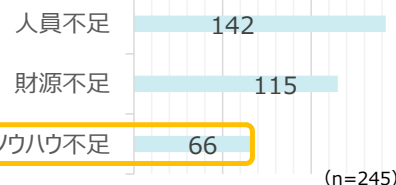


現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ(以下、「特定のニーズ」)が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

地域の日本語教育に関する課題



(出典) 出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

事業内容

地域日本語教育実践プログラム

件数：8件(前年度：8件)

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

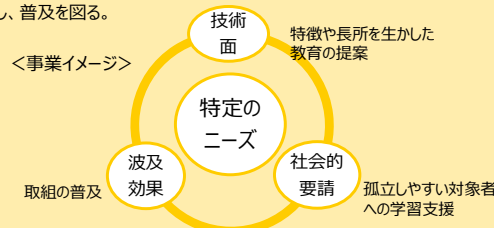
想定される取組例

● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組
障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組
文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得及び、他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



アウトプット(活動目標)

- 「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- 取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

短期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

中期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ること、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

長期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

担当：総合教育政策局(令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管)

12

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

241百万円
250百万円)



現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後の横ばいの状況になり、そのうち約5割以上がボランティアとなるなど、その指導体制は厳しい状況。

専門性を有する日本語教師の質的・量的確保のため、令和5年6月に公布された「日本語教育機関認定法」では、新たな日本語教師の国家資格が創設され、令和6年度から国の認定した機関に「登録日本語教員」が配置されることになっている。

日本語教師は資格取得後のキャリア形成が重要であり、衆参の法律の附帯決議にも示されたように「留学」「生活」「就労」「難民」等の研修を実施、日本語教師の養成・研修を担う高度の専門人材の育成やネットワーク形成、「潜在的な日本語教師」の復帰に資する取組を促進することが必要。

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



事業内容

(1) 現職日本語教師研修プログラム普及事業

161百万円(170百万円)

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～⑨の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。
【初任日本語教師研修】
①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外
【中堅以上コーディネーター研修】
⑦中堅日本語教師(3～10年目)
⑧主任日本語教師
⑨地域日本語教育コーディネーター
- 実施機関：日本語教師養成専門機関

(2) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業

60百万円(60百万円)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
- 対象機関：大学・大学院等専門機関
- 件数・単価：6箇所×約10百万円(令和5年度からの継続事業、5年間)
①北海道・東北、②関東・甲信越
③中部、④近畿、⑤中国・四国
⑥九州・沖縄

(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業

20百万円(20百万円)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを修了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から実施後4年まで実施。
- 件数・単価：1箇所×約20百万円(日本語教育機関認定法の経過措置期間内に配信)
- 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関

アウトプット(活動目標)

- ・全国6箇所の推進拠点(ネットワーク)
- ・現職日本語教師の研修 年間7百人
- ・オンデマンド研修受講者 年間40百人

短期アウトカム(成果目標)

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の希望者の増加

中期アウトカム(成果目標)

- ・養成・研修の拠点(自走化)
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の増加

長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

担当：総合教育政策局(令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管)

13

現状・課題

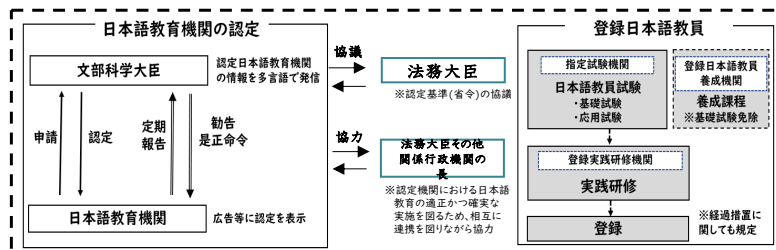
令和6年4月に施行する「日本語教育機関認定法」の運用を確実に実施するために必要な日本語教育の推進体制の強化を図りつつ、必要な経費を確保することが必要。

具体的には、日本語教育機関の認定、日本語教員試験の実施、実践研修機関の登録、養成機関の登録、日本語教員の登録のほか、日本語教育情報を一元的な発信する多言語情報発信サイトに係る運用など、同法の施行事務を効果的・効率的に行うための環境整備が必要。

事業内容

- ①「認定業務」、②「実践研修・養成機関登録業務」、
③「教員登録業務」、④「試験業務」に必要な経費を計上。

- ・コールセンターに係る経費（③に係る業務）
（制度の内容、定型的な必要書類の確認、一般相談等）
- ・認定業務に係る経費（①に係る業務）
（実地確認、現地調査等）
- ・新たな課に必要な経費
（複写機賃料、消耗品等、必要とする経費）
- ・認定等手続に必要な印刷・通信費等
- ・賃金等（非常勤職員、非常勤専門員）



日本語教育機関認定法の概要（スキーム）

① 日本語教育機関の認定業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・事前相談
- ・申請受付、書類確認
（実地確認、入管庁審査）
- ・審議会（ヒアリング含む）
- ・認定（内示）、多言語公表 など

② 実践研修・養成機関登録業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・事前相談
- ・申請受付、書類確認
- ・審議会（ヒアリング含む）
- ・登録（内示）、事務規程認可
- ・登録簿・官報

③ 日本語教員登録業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・登録申請（要件確認）
- ・登録証交付、登録簿登録
（登録変更、再交付）
- ・講習申請（要件確認）
- ・講習受講確認、講習修了証明発行 など

④ 日本語教員試験業務

- ・一般相談（質問）対応
- ・試験広告
- ・作問検討（試験委員会）事務
- ・試験案内、申込、受験票送付
- ・試験実施
- ・合否通知 など

アウトプット（活動目標）

- ・法律の施行の確実な運用
- ・諸手続の円滑な実施

短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

長期アウトカム（成果目標）

- ・外国人との共生社会の実現への寄与

担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

14

資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

現状・課題

在留外国人等が増加し、日本語教育に対するニーズの多様化が進んでいることに伴い、日本語教育の専門的な知識及び技能を有する指導者の不足等が課題となっている。こうした現状をふまえ、一定の基準を満たす日本語教育機関の認定制度や、認定を受けた日本語教育機関で日本語教育を行う教員の資格制度等を定める「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）が令和5年6月に公布され、令和6年4月より施行される。

これを受け、法律に規定される認定日本語教育機関等についての多言語での情報発信、「日本語教員試験」（国家試験）の実施、経過措置期間の経験者講習の実施など、新たな制度を確実に実行するための環境整備を進める。

事業内容

1. 日本語教員試験実施業務

予算額：247百万円

日本語教育機関認定法に基づく日本語教員試験（国家試験）を実施する。また、日本語教員試験の実施に向け、試験問題及び試験運営の検証を行う試行試験を1,000名程度の規模で実施する。

2. 日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築及び運用・保守業務

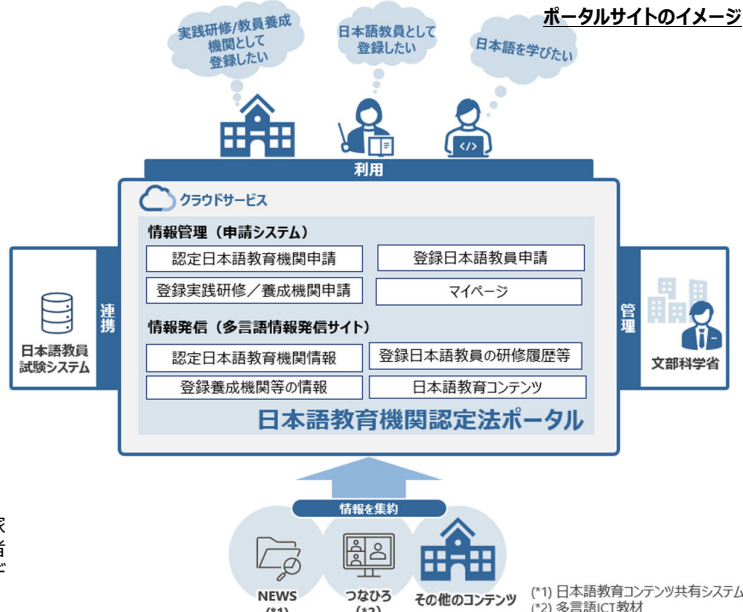
予算額：66百万円

日本語教育機関の認定・日本語教員の登録・実践研修／教員養成機関の登録に係る新規申請・変更等各種手続きの電子申請受付や、日本語教育機関認定法に定められた認定日本語教育機関の多言語での情報公表等を円滑に実施するためのポータルサイトを構築する。認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用促進のため、本ポータルサイトにおいて情報を一元化し、日本語学習希望者や外国人就労者を受けて入れている企業、生活者として受け入れている地方自治体、登録日本語教員を目指す者等、様々な日本語教育関係者への情報発信を行う。

3. 登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習実施業務

予算額：63百万円

登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習を実施する。本講習の修了をもって、国家試験である日本語教員試験の一部または全部が免除される。経過措置期間は5年、対象者は現職日本語教員や大学教員など約1万人程度を想定。講習は、LMS等を活用したオンデマンド型の授業と単元確認テスト、講習修了認定試験等で構成する。



アウトプット（活動目標）

- ・法律の施行に必要な環境の整備

短期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持・向上
- ・日本語に困難を抱える在留外国人の減少

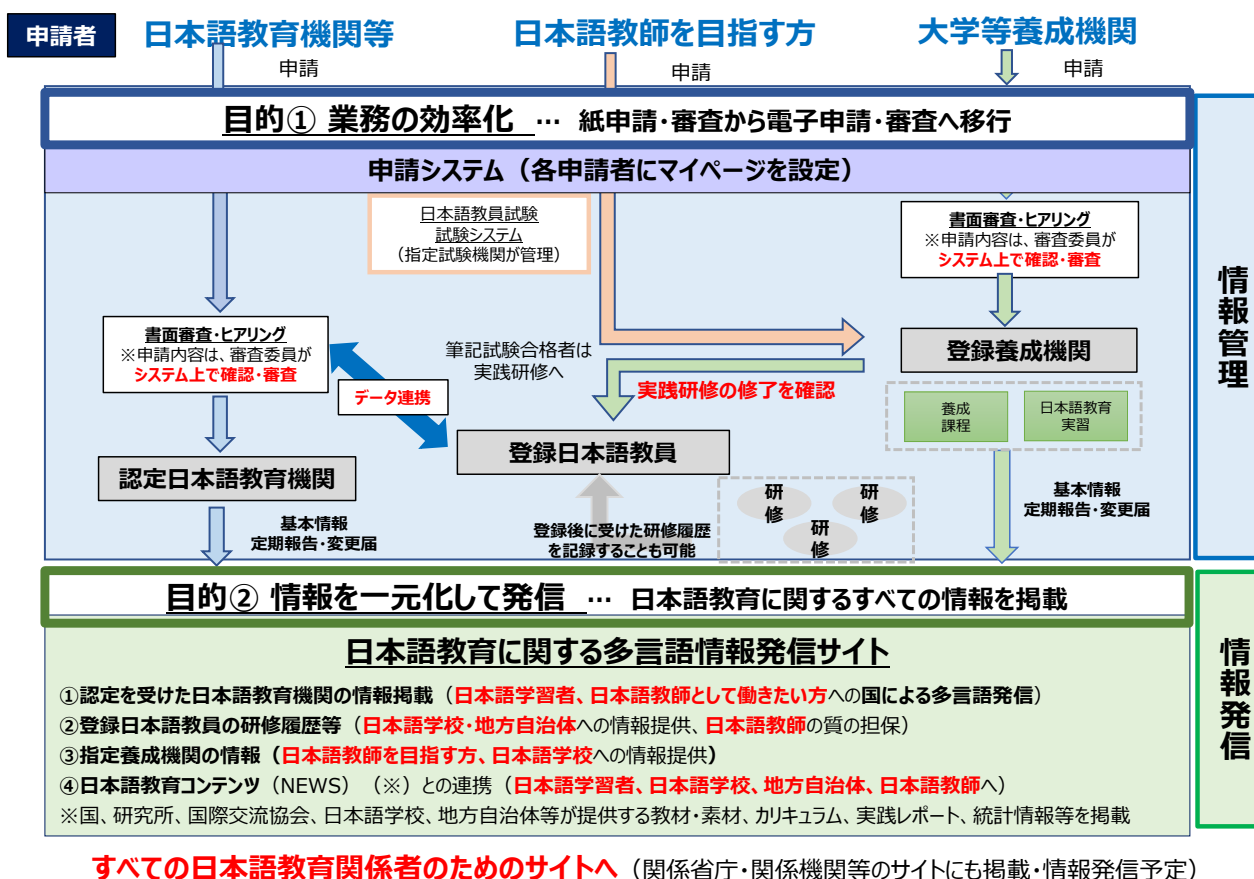
長期アウトカム（成果目標）

- ・外国人との共生社会の実現への寄与

担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

15

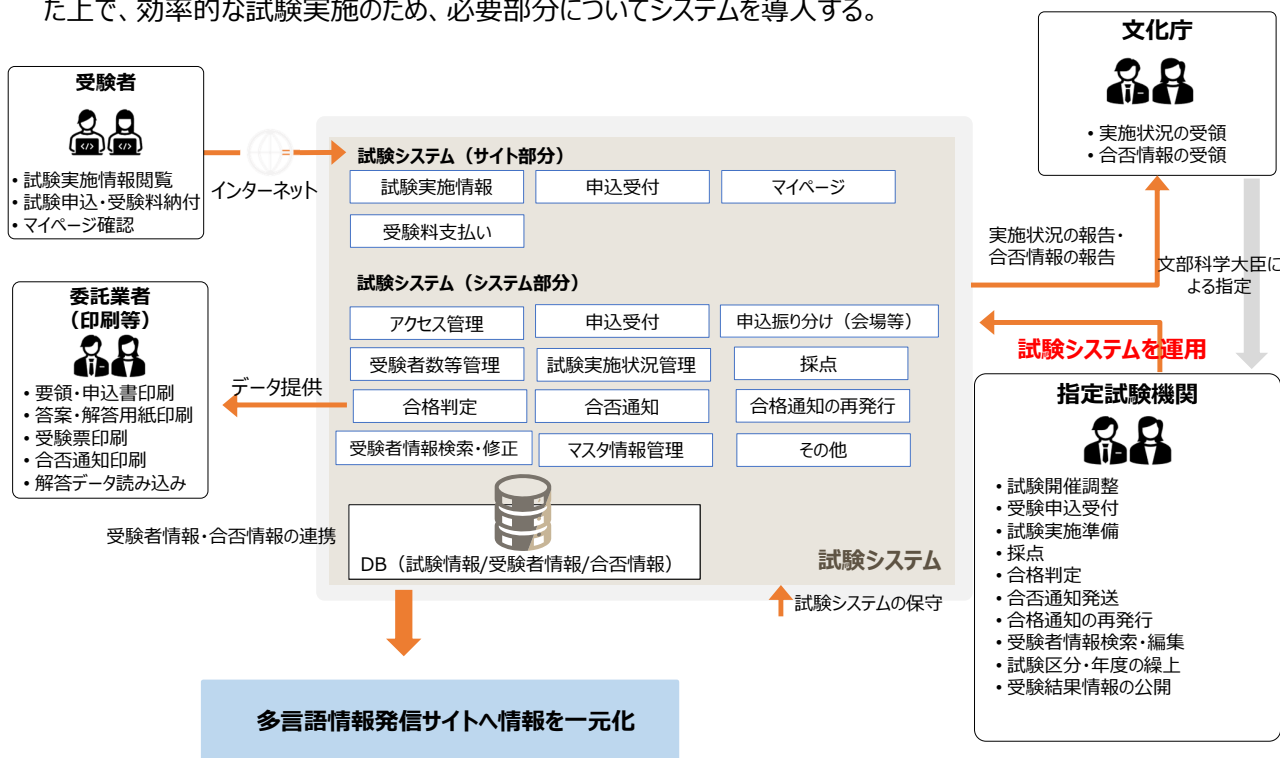
I 日本語教育に関する多言語情報発信サイト イメージ（案）



16

II 日本語教師の資格試験システム イメージ（案）

試験実施業務のうち、日本語教育能力資格の試験運営に係る試験開催準備～試験申込・受付～試験の開催運営～合否判定・通知までを対象に、試験実施に必要な業務フロー、実施体制等を整理した上で、効率的な試験実施のため、必要部分についてシステムを導入する。



17

19

「日本語教育の参照枠」に基づく日本語能力自己評価ツール 「にほんご チェック！」について

令和4年9月30日公開



概要

国内外の日本語学習者を対象とし、ウェブ上のシステムで表示されるCan doがどの程度できるかを答えていくことで、日本語能力を簡易に判定し、その結果を日本語学習の目標設定に役立て、自律的な学習を促すことを目的とした自己評価ツール。

内容

「日本語教育の参照枠」の6レベル（A1～C2）、5言語活動（聞く、読む、話す（やり取り・発表）、書く）で、レベルごとに示されるCan doについて、日本語学習者が、「1.できない」、「2.あまりできない」、「3.難しいがなんとかできる」、「4.できる」の四段階で回答していくことで日本語能力の自己評価を行う。

対応言語

日本語を含む全14言語に対応

中国語、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、日本語（ルビ付き）

(1) トップ画面

日本語能力自己評価ツール

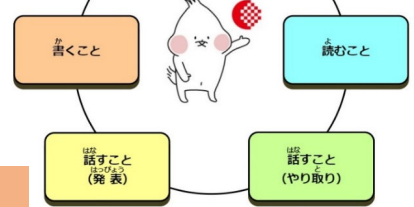
にほんご チェック！

いま にほんごで、日本語でどんなことができるかチェックしてみよう

チェック！する前に

LANGUAGE

日本語
簡体字 中国語 (繁体字)
English 英語
Filipino フィリピン語
Indonesia インドネシア語
it イタリア語
한국어 韓国語
Mongolian モンゴル語
myanmar မြန်မာစာ မြန်マール語
नेपाली नेपाल語
Portuguese ポルトガル語
español スペイン語
ไทย タイ語
Tiếng Việt ベトナム語
日本語



(2) 自己評価画面 (例)

はな と
話すこと (やり取り)

にほんごでできますか？

Can do	できる	難しいが、なんとかできる	あまりできない	できない
時々繰り返しや言い換えを求めることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、はっきりとした、共通語での話はたいして理解できる。	☒	☐	☐	☐
興味のある話題の日常的なことから短い会話に参加できる。	☐	☒	☐	☐
何をしたいか、どこへ行くのかを話して、会う約束をすることができる。	☐	☐	☒	☐
日用品やサービスを求めたり、提供したりできる。	☒	☐	☐	☐
娯楽や過去の活動について質問をし、答えることができる。	☒	☐	☐	☐

(3) 判定結果画面 (例)

はな と
話すこと (やり取り)

あなたの力はA2です。

A2レベルでは、こんなことができます。

たんじゅん にちじょう しごと なか じょうほう ちよくせつ
単 純な日 常の仕事の中で、情 報の直 接のや
と ひつよう みちが わだい かつどう
り取りが必要ならば、身近な話題や活 動につい
はなしあ
て話 合いができる。
つうじょう かいわ つづ
通 常は会話を続けていくだけの理 解力はないの
みしか しやこつてき
だが、短 しい社 交的なやり取りをすることはでき
る。

条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和6年度予算額
(前年度予算額)

240百万円
128百万円



現状・課題

条約難民（※1）については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」（同年月日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を（年約30名）実施。

第三国定住難民（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施（アジア地域から年2回60名の受入れ）（「第三国定住による難民の受入れの実施について（令和元年閣議了解）」等）

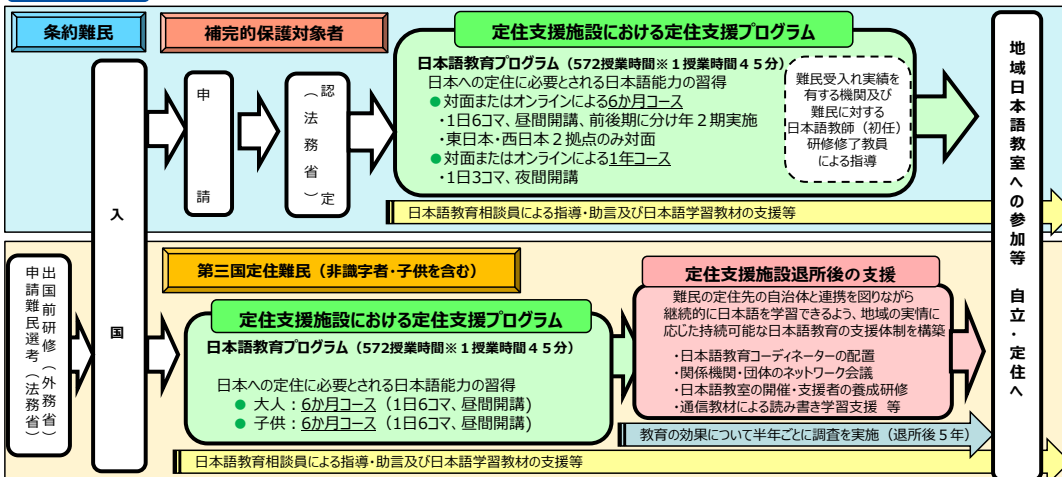
補完的保護対象者（※3）については、令和5年6月に成立した改正入管法により、「難民」の要件である5つの迫害理由以外の理由により迫害を受けるおそれがある者（紛争等による避難民）を保護するため創設された。条約難民と同等の支援を行う。

（※1）**条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）によって認定された者。

（※2）**第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。

（※3）**補完的保護対象者**・・・令和5年12月に改正入管法が施行、認定申請開始。

事業内容



アウトプット（活動目標）

日本への定住に必要とされる
B1相当までの日本語能力の習得

短期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

中期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

長期アウトカム（成果目標）

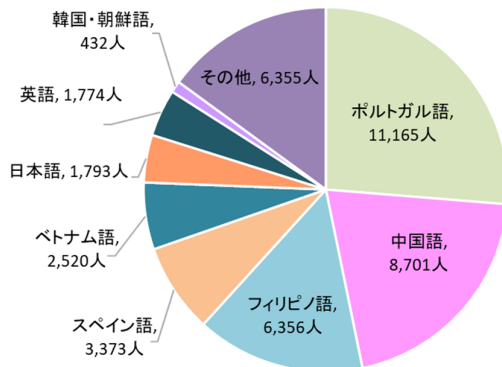
共生社会への実現に寄与

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れて**おり、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**約10年間で1.8倍増(令和3年度に5.8万人超)**。
- 他方、こうした児童生徒のうち**1割程度が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
- また、不就学の可能性のある外国人の子供の数は、令和4年度調査では、**約8千人**。前回の令和3年度調査(約1万人)から減少しているものの、**いまだ多くの外国人の子供が不就学状況にある可能性があることは引き続き大きな課題**。

⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。

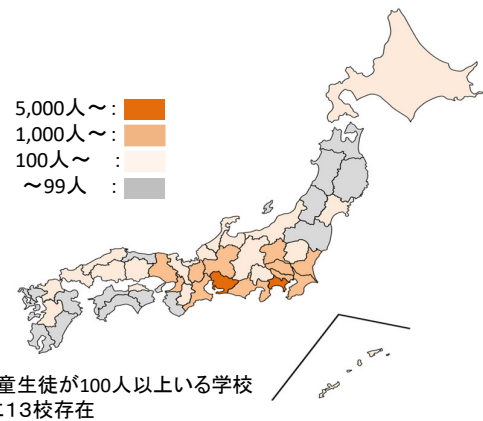
多様化の進展(外国人児童生徒の母語)

公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒数(総数: 42,469人)



集住・散在化(学校への在籍状況)

都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数



出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(令和3年度)」

22

外国人児童生徒等への教育の充実

令和6年度予算額 1,150百万円
(前年度予算額 1,196百万円)



施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

入国・就学前

- ・約8千人が不就学の可能性

義務教育段階

- ・日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人
- ・うち、特別な指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・年間で6.7%が中退
- ・大学等進学率は51.8%

進学・就職へ

体制整備

①就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業(H27年度～) 1億円

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・就学状況等の把握、就学ガイダンス
・日本語指導、学習指導 等
⇒(本事業により達成される成果)
不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

②指導体制の確保・充実

③日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(H25年度～) 10億円

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導者、母語支援員派遣 ・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
・高校生に対する包括的な支援 等
⇒(本事業により達成される成果)
学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業(H30年度～) 11百万円

・「かすたねっと」による多言語文書や日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーによる指導・助言及び登録日本語教員の活用を含めた日本語指導の支援を行うための支援方針の検討等
・外国人の子供の就学状況等調査(R元年度～) 等
⇒(本事業により達成される成果) 日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等(H25年度～) 0.7百万円

指導内容構築



児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究(R5年度～) 34百万円

・「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を踏まえ、児童生徒の日本語能力を評価するとともに、日本語指導の目標や指導内容決定の基礎となる能力記述文(Can-Do)を作成する
・散在地域において、関係機関が連携し、日本語能力を含む児童生徒の実態把握の方法・体制を研究する
⇒(本事業により達成される成果)
児童生徒の日本語能力評価に際し、客観的な評価ツールを活用することで適切な指導が実施される散在地域において、関係機関が連携し、児童生徒の日本語能力等の実態を踏まえた、指導体制が整備される

(担当: 総合教育政策局国際教育課)

23

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

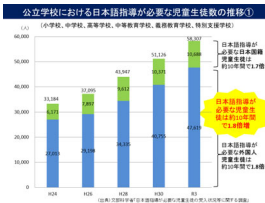
令和6年度予算額
(前年度予算額)

1,104百万円
1,139百万円)



背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人（約10年間で1.8倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒は約7割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約8千人
⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組を支援することが不可欠



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対する

きめ細かな支援事業（事業期間：H25～）

予算額：10億円

補助対象：都道府県・市区町村

※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助

補助率：1/3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援等

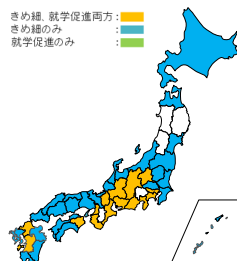
（参考）令和6年度補助実績

【きめ細事業実施】

3 3 都道府県
1 9 指定都市
2 6 中核市
1 1 9 市区町村

【就学事業実施】

3 都道府県
6 指定都市
4 中核市
2 3 市区町村



<関連する政府方針（抄）>

- ・海外企業・研究機関の国内誘致が進む地域での高度外国人材の受入環境を一層充実させるため、外国人の子供を受け入れる学校等での教育環境の整備に取り組む（成長戦略フォーラム）（R5.6.16閣議決定）
- ・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」（R5.6.9関係閣僚会議決定）
- ・外国人との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・（略）関係省庁の連携により、（略）外国人児童生徒等の就学促進等に取り組む」「経済財政運営と改革の基本方針2023」（R5.6.16閣議決定）

II. 外国人の子供の就学促進事業

（事業期間：H27～）

予算額：1億円

補助対象：都道府県・市区町村

補助率：1/3

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等

アウトプット（活動目標）

- 学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加（I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- 外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加（II. 外国人の子供の就学促進事業）

短期アウトカム（成果目標）

- 初期（令和6年頃）
- 日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
- 全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム（成果目標）

- 中期（令和8年頃）
- きめ細かな支援事業の取組成果が全に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
- 全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム（成果目標）

- 長期（令和10年頃）
- 全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
- 公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する
- 全国の高校で「特別的教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
- 全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

（担当：総合教育政策局国際教育課）

高等学校等における日本語指導の制度化について

- 公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している（H22：2,224人→R3：4,808人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い、等の課題が明らかになっている。
- このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要。

➡ 令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別的教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行い、令和5年4月に制度の運用を開始した。

改正の概要

○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、特別的教育課程によることができる。
- ・特別的教育課程による指導の実施形態は、
①生徒が在学する高等学校において指導を受ける
②他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
①学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
②年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。
- ・ただし、必修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、21単位を超えない範囲で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

- ✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指導	特別活動
---------------------	---------------	-------------	---------------------	------

- ✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 科目	日本語の能力に 応じた特別の指導	特別活動
---------------------	---------------	------------	---------------------	------

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

1.指導体制の確保・充実	- 日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別的教育課程」の制度化（義務教育段階：平成26年度～、高等教育段階：令和5年度～）。 - 義務標準法に基づく日本語指導に必要な教員の基礎定数化（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置） 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援等を推進 高等学校「特別的教育課程」の制度周知及び資料作成（令和5年度）
2.日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	（独）教職員支援機構における「指導者養成研修」の実施 - 外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「モデルプログラム」の開発（令和元年度） 外国人児童生徒等教育アドバイザーの教育委員会等への派遣（令和元年度～） 「かすたねと」(教材等の情報検索サイト)の運営 日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画を制作し、文科省HPにおいて公開 日本語能力評価方法の研究（令和4年度）及び改善のための調査研究の実施（令和5年度） 児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究（令和5年度） 高等学校における日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料の開発（令和3年度～令和4年度）
3.就学状況の把握、就学の促進	「外国人の子供の就学促進事業」により、就学状況・進学状況の調査等を実施する自治体を支援 - 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月） - 日本語教育推進法の基本方針に基づき、地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を发出(令和2年7月)。学齢簿の編製にあたり外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進 - 外国人の子供・保護者に対し、日本の学校生活について紹介する動画を制作し、文科省HPにおいて公開 夜間中学の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）
4.中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポートに資する取組、放課後や学校内外での居場所づくりに資する取組等を推進 - 上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月）
5.異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	異文化理解・多文化共生の考え方に基く教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て調査研究を実施（令和2年度～令和4年度） - 日本の幼稚園について7言語で説明している「幼稚園の就園ガイド」及び「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」を作成し周知

外国人児童生徒等教育を進める枠組み

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和5年6月9日改訂）

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定）

中央教育審議会答申（令和3年1月26日） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

26

留学生就職促進プログラム

令和6年度予算額：
（前年度予算額：95百万円）

95百万円
95百万円



文部科学省

● 背景・課題

- ✓ 日本国内での就職を希望する外国人留学生は、単一回答の調査で43.8%、複数回答可の調査で54.9%を占めているが、国内の高等教育機関を卒業・修了した留学生のうち、実際に国内に就職した者の割合は、約30%に留まっている。留学生が日本国内で就職するにあたっての課題としては、留学生と企業間のミスマッチの存在が挙げられ、留学生側の視点からのハードルとしては、下記の2点が考えられる。
 - ・ **一定水準以上の日本語能力（特にビジネス日本語能力）**
 - ・ **日本企業における働き方や採用・労働慣行（長期雇用・年功制等のキャリア観や労働観等）に関する理解**の必要性
- ✓ 「対日直接投資促進戦略（令和3年6月）」、「成長戦略フォローアップ（令和3年6月）」での設定目標
 - ➡ **2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合50%を目指す。**
- ✓ 「新しい資本主義のGrandデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月）」、「教育振興基本計画（令和5年6月）」等での設定目標
 - ➡ **（2033年までに）外国人留学生の国内就職率を6割（国内進学者を除く）に引き上げる。**

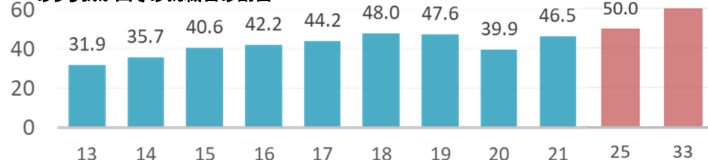
取組内容

大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「**ビジネス日本語**」、「**キャリア教育（日本企業論等）**」、「**中長期インターンシップ**」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、地域単位の取組に加えて、留学生の専攻や就職する企業の業種等に応じて、大学・企業等が地域横断的に連携して行う留学生の就職促進の取組を構築する。

従来からの取組に加えて、外国人留学生を対象とするインターンシップの効果的な実施や、外国人留学生の就職後の活躍促進に向けて、下記の各項目を反映したものとする。

- ー 外国人留学生の受入れや支援等を担当する留学生センター等と学生に対し就職指導や求人情報を提供するキャリアセンター等の連携強化といった大学事務組織の(再)構成を促す。
- ー インターンシップ受入れに向け企業等からの相談に対応できる支援体制の構築を求める。
- ー 企業等の採用・人事労務担当者を対象に、留学生のインターンシップ受入れの好事例や高度外国人材の活躍促進等に係るセミナーをJV-Campus等のプラットフォームにより提供する。
- ー 起業活動支援の要素を含むものについては、内容に応じ審査の点に加点する。

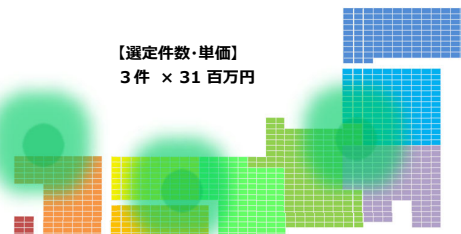
高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合



取組イメージ



【選定件数・単価】
3件 × 31 百万円



27

留学生就職促進教育プログラム認定制度

事業概要：

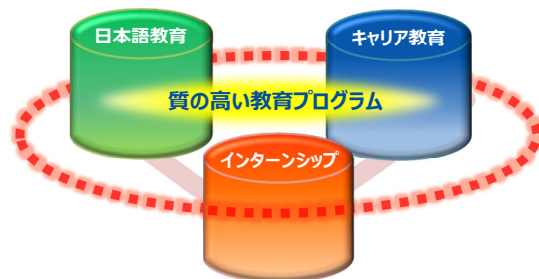
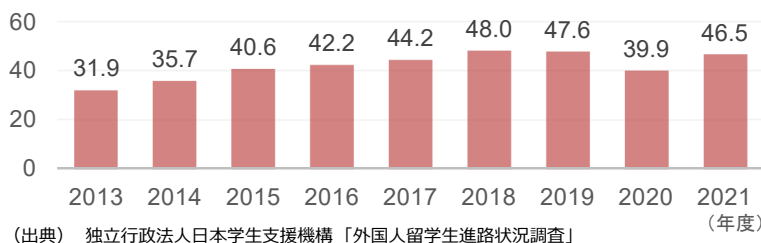
- 外国人留学生に対する「**日本語教育**」、「**キャリア教育**（日本企業論等）」、「**インターンシップ**」を一体として提供する**質の高い教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム）**を文部科学省が認定。
- 関係省庁との連携により、産業界における本制度の認知度を高め、当プログラムの修了証明書を備えた**外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進**することを目指す。

※ 認定された大学は、**留学生受け入れ促進プログラム・高度外国人材育成課程履修支援制度の優先配分**の対象となる。

目標とする成果

- 留学生就職促進教育プログラム認定制度に基づき、2021年秋頃までに認定を開始し、**2026年度末を目途に50以上の教育拠点での認定**を目指す。（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日）
- 2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合50%**を目指す。（同上「別添」工程表）、同旨（「対日直接投資促進戦略」令和3年6月2日）
- （**2033年までに**）外国人留学生の国内就職率を**6割（国内進学者を除く）**に引き上げる。
（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「教育振興基本計画」令和5年6月16日）、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」令和5年4月27日）

高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合



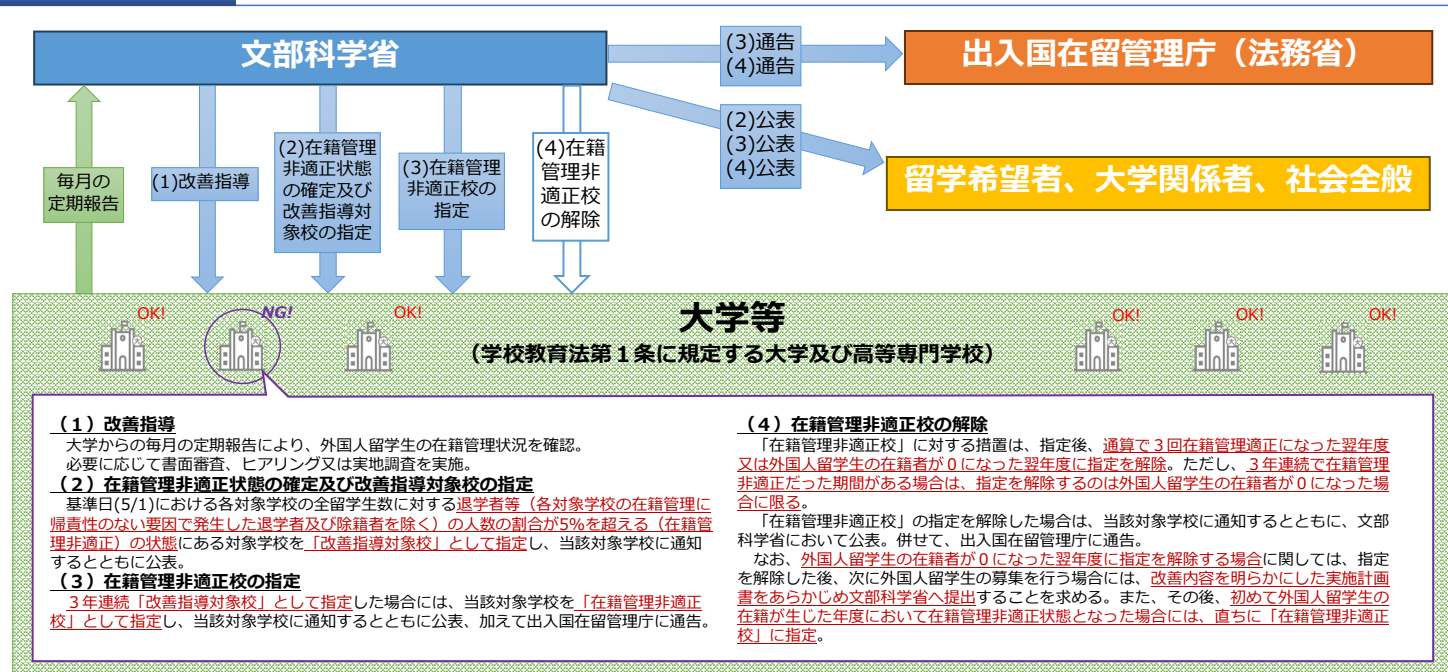
28

外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等に対する指導指針（令和6年4月26日文部科学大臣決定）

1. 趣旨・概要

「外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針（2019年6月11日付け文部科学省・出入国在留管理庁）」及び「教育未来創造会議第二次提言（令和5年4月27日）」を踏まえ、留学生制度全体の信頼・信用を維持し、外国人留学生の受け入れを推進するため、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等に対する指導を実施。

2. スキーム



3. スケジュール

令和6年度～
指導指針の適用開始

令和7年度～
「改善指導対象校」の指定開始

令和9年度～
「在籍管理非適正校」の指定開始

29

1. 留学生別科の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）第91条において、大学には別科を置くことができる旨規定されている。学則変更の届出により設置が可能。

※ 大学の別科は、留学生を対象とする留学生別科・日本語別科のほか、特に留学生を対象としない別科（助産別科、養護教諭別科等）が置かれることもある。

目的 大学入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すこと

対象 高等学校を卒業した者（これと同等以上の学力があると認められた者を含む）

令和5年5月1日時点

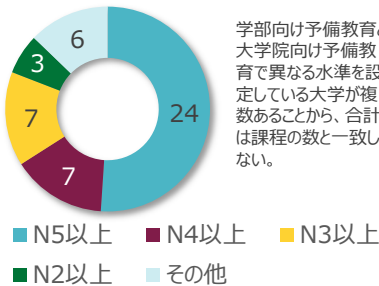
設置状況

	国立	公立	私立	私立短大	計
別科を設置する大学数	9	4	90	20	123
うち募集停止中のものを除く	9	4	75	17	105
うち日本語教育を行うもの	0	0	41	6	47
【参考】別科以外で非正規生を対象に日本語予備教育を行うもの	37	2	12	1	52

2. 留学生に対して日本語教育を行う課程等についての実態調査より

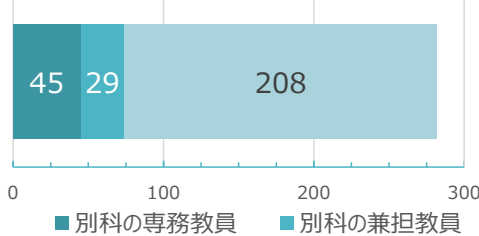
標記調査（対象期間：令和5年4月21日～5月22日）での回答のうち、別科として予備教育を実施している23大学37課程について集計したもの。

【受入れ時に求めている日本語能力水準】



【日本語教員の教員組織構成】

専務・兼任教員のうち教授・准教授は43名。



3. 日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）

大学における留学生の受入の適正化及び在籍管理の徹底並びに専ら日本語教育を行う留学生別科における教育の質の確保を図るため、「大学における日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）」を令和4年夏に公表。

（掲載URL）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/20220905-mxt_kouhou02-1.pdf

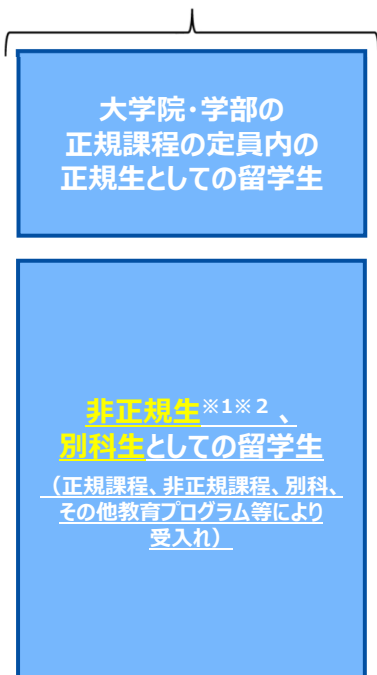
30

認定基準の対象範囲（イメージ）

研究生・聴講生・科目等履修生といった非正規の留学生のうち、日本語能力が学部相当で求められる水準未満の留学生の受入れを行っている場合、別科と同様に日本語教育機関認定法の「留学のための課程」の認定が必要となる。

【現行】

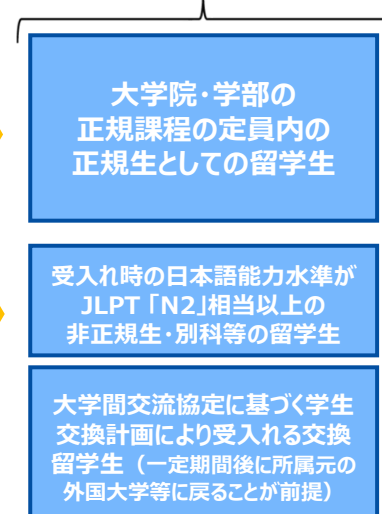
「大学」として留学生の受入れを許可



【日本語教育機関認定法施行に伴う上陸基準省令の改正後】

「大学（認定日本語教育機関を除く）」として留学生の受入れを許可

※ 条件等は従前通りの扱い



「認定日本語教育機関」として留学生の受入れを許可

留学のための課程の認定を受けることが、留学生受入の要件となる

受入れ時の日本語能力水準がJLPT「N2」相当未満の非正規生・別科生である留学生に対して専ら日本語教育を行なおうとする課程等（正規・非正規課程、別科、その他教育プログラム等により受入れ）（国費留学・交換留学を除く）

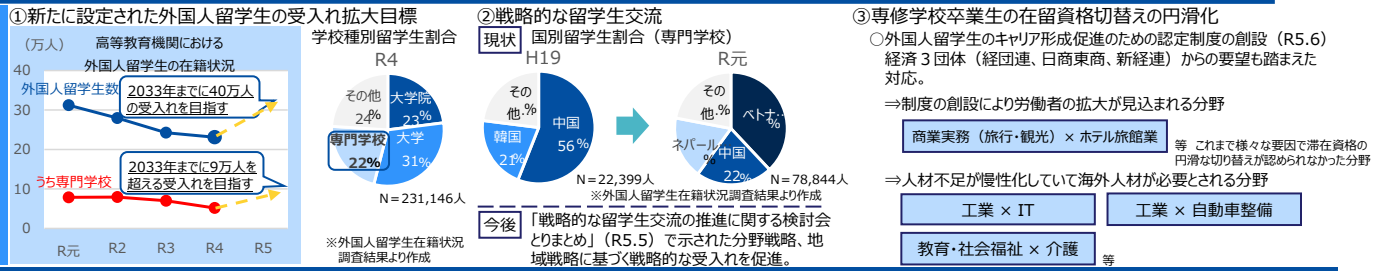
※1 研究生、聴講生も含む。

※2 専ら聴講による教育を受ける研究生、聴講生は、週10時間以上の聴講が必要。

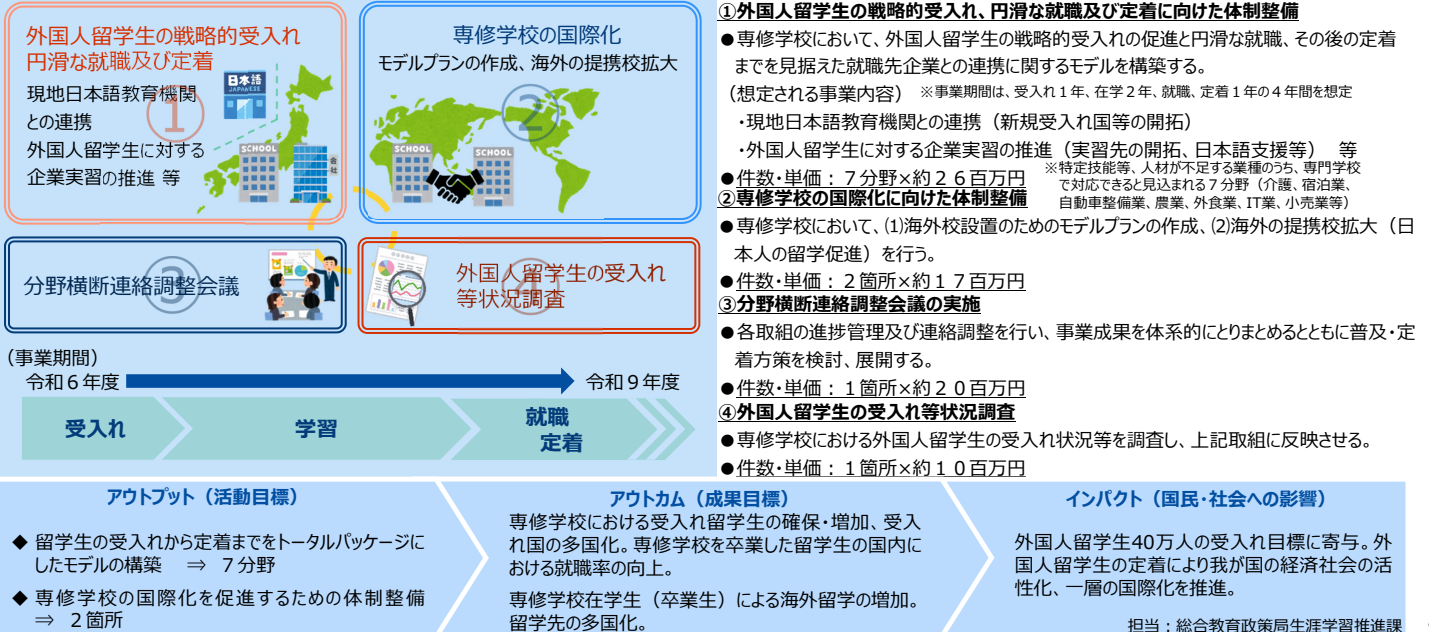
（注）上記以外に整理されるものについては、別途その取り扱いについて詳細を検討する。

31

現状・課題



事業内容



法務省関係資料

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

34

3 重点事項に係る主な取組

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科省】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科省】《11》

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《17》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討【法務省】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《31》《32》

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《36》
- 公立高等学校入学選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科省】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《57》
- 留学生の国内企業等への就職促進に係る施策間の効果的な連携や必要な見直しの実施、更なる国内就職率の向上を達成するための取組の実施【文科省】《59》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務省】《66》

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科省】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務省】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務省】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務省】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務省】《86》

※施策番号が赤字のものは、令和5年度一部変更に伴う新規施策

35

4 推進体制

- ◆ 計画期間は令和8年度(2026年度)まで
- ◆ 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- ◆ 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

5 令和5年度見直し点等

有識者からの主な指摘事項

- 毎年実行する施策について、線表が一本線となっており、どのような実態になっているのかが分からない。
- (KPI指標を)アウトプット指標、あるいはアウトカム指標にすると政策効果がより分かりやすくなる。
- KPI指標の数値は、経年変化が分かることが重要であるため、ロードマップを決定する前の数値との比較を示してほしい。
- 新規に行う施策についてはKPI指標の設定が難しいことは分かるが、KPI指標を掲げる以上は、明確にしていける必要がある。
- その他、個別施策に対する指摘事項

主な見直し

工程表見直し

70件

KPI指標見直し

28件

新規・施策内容の見直し

13件

36

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）（概要）

〔令和5年6月9日〕
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

- 我が国に在留する外国人は令和4年（2022年）末で約308万人、外国人労働者は令和4年10月末で約182万人。（過去最高）
- 受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップの見直しも踏まえ策定（217施策）。
- 今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備
 - 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上（施策1）
 - 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発（施策3）
 - 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等（施策4）
 - 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討（施策7）
 - 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援（施策8）
 - 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討（施策14）
- 日本語教育の質の向上等
 - 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備（施策5（再掲））

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 外国人の目線に立った情報発信の強化
 - 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取（施策20）
 - 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討（施策23）
 - マインポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型、プッシュ型の情報発信の検討（施策24）
- 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化
 - 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元相談窓口の設置を促進する方策の検討（施策35）
 - F R E S C/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等（施策36）
 - 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組（施策37）
 - 相談窓口の実情を踏まえた相談体制の整備・充実の検討及び検討結果を踏まえた整備（施策44）
- 情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進
 - 話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ等及び地方公共団体の取組に対する支援の実施（施策48）
 - やさしい日本語の翻訳ツールの活用等についての検討（施策49）

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等
 - 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施（施策52）
 - 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握の推進（施策55）
 - 外国人学校の保健衛生確保に向けた外国人学校への保健衛生に関する多言語での情報発信・相談対応（施策57）
- 「育壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等
 - 日本語指導の「特別的教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及（施策60）
- 「育壮年期」を中心とした外国人に対する支援等
 - ①留学生の就職等の支援
 - 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援（施策68）
 - 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進（施策88）
 - ②就労場面における支援
 - 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進（施策89）
 - ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施（施策91）
 - 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進（施策94）
 - ③適正な労働環境等の確保
 - 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施（施策97）
 - 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動（施策107）
- 「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等
 - 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討（施策108）
- ライフステージに共通する取組
 - 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等（施策21（再掲））

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- 特定技能外国人のマッチング支援策等
 - 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備（施策126）
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
 - 特定技能制度における分野追加及び特定技能2号の対象分野追加並びに技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する検討（施策137）
 - ODAを活用した送出機関及び現地の教育機関等への支援等による来日前の人材育成（施策139）
- 悪質な仲介事業者等の排除
 - ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等（施策151）
- 海外における日本語教育基盤の充実等
 - JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進（施策152）

共生社会の基盤整備に向けた取組

- 共生社会の実現に向けた意識醸成
 - 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベントの実施（施策153）
 - 散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施（施策56（再掲））
- 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
 - 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表（施策159）
 - 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施（施策160）
- 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等
 - 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進（施策162）
 - 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業の実施等による情報発信等の充実、強化（施策163）
 - 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討（施策164）
 - 出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元的な把握のための仕組みの構築に係る検討（施策165）
 - オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討（施策166）
 - マイナンバーカードの取得環境の整備及びマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討（施策167）
 - 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討（施策6（再掲））
 - 外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の搭載の在り方の検討及び搭載する情報等の収集（施策168）
 - 国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に対する適正な資格管理（施策173）
- 外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり
 - 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施（施策181）
 - 先進的な地方公共団体の取組に対するデジタル田園都市国家構想交付金による支援の実施（施策183）
 - 日系四世受入れ制度の見直しの実施（施策184）
 - 地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進（施策187）
- 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築
 - ①在留管理基盤の強化
 - 「永住者」の在り方に係る許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等の見直しの検討（施策188）
 - 難民該当性に関する規範的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の一層の適正化（施策189）
 - 外国人のマイナンバーカードの普及促進のためのマイナンバーカードの申請支援等（施策191）
 - ②留学生の在籍管理の徹底
 - 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化（施策199）
 - ③技能実習制度の更なる適正化
 - 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討（施策99（再掲））
 - 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリーフレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進（施策205）
 - ④不法滞在者等への対策強化
 - 入管法等改正法案の成立を踏まえた送還選着者の帰還に向けた体制強化等（施策214）

※1：下線は「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）」に関連しない施策、※2：施策番号が赤字のものは新規施策

37

外務省関係資料

<資料内訳>

- (国際交流基金)海外日本語事業概要p.39～49
経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて.....p.50
(JICA)海外協力隊、日系社会関連事業の概要.....p.51～53

38

国際交流基金の 海外日本語教育事業概要

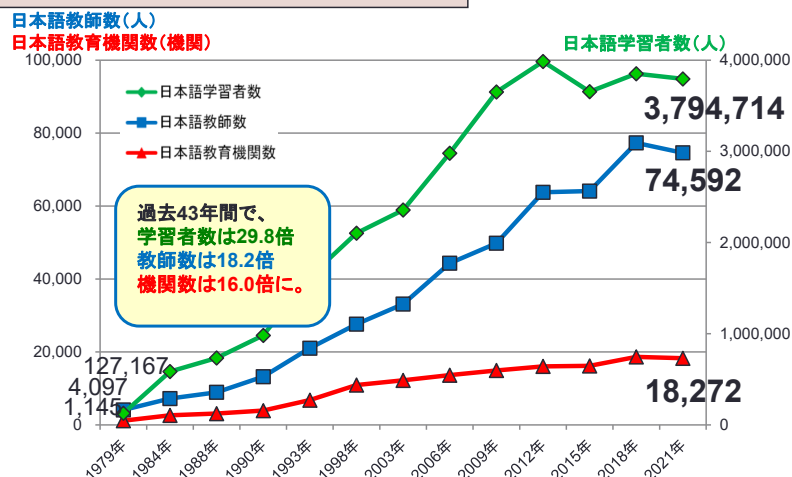
JAPAN FOUNDATION  国際交流基金

令和6年6月

39

1. 海外の日本語教育の現状 ～2021年度 海外日本語教育機関調査結果①～

日本語学習者/教師/教育機関数の推移

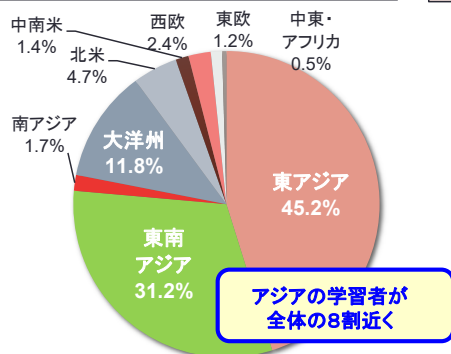


学習者数上位10か国・地域

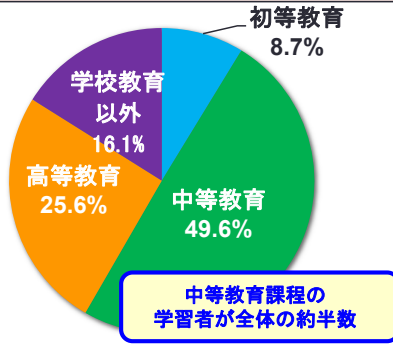
2018年度 順位	2021年度 順位	国・地域名	2021年度 学習者数(人)	増減数 (人)
1	1	中国	1,057,318	+52,693
2	2	インドネシア	711,732	+2,253
3	3	韓国	470,334	△ 61,177
4	4	オーストラリア	415,348	+10,173
5	5	タイ	183,957	△ 1,005
6	6	ベトナム	169,582	△ 4,939
8	7	米国	161,402	△ 5,503
7	8	台湾	143,632	△ 26,527
9	9	フィリピン	44,457	△ 7,073
10	10	マレーシア	38,129	△ 1,118

※2018年度調査結果との比較

地域別学習者数の割合(計379万人)



教育段階別学習者数の割合(計379万人)



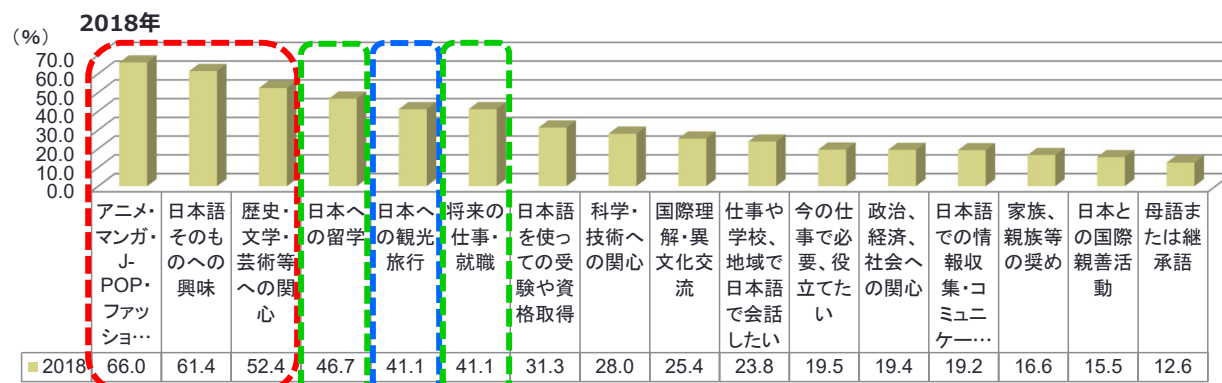
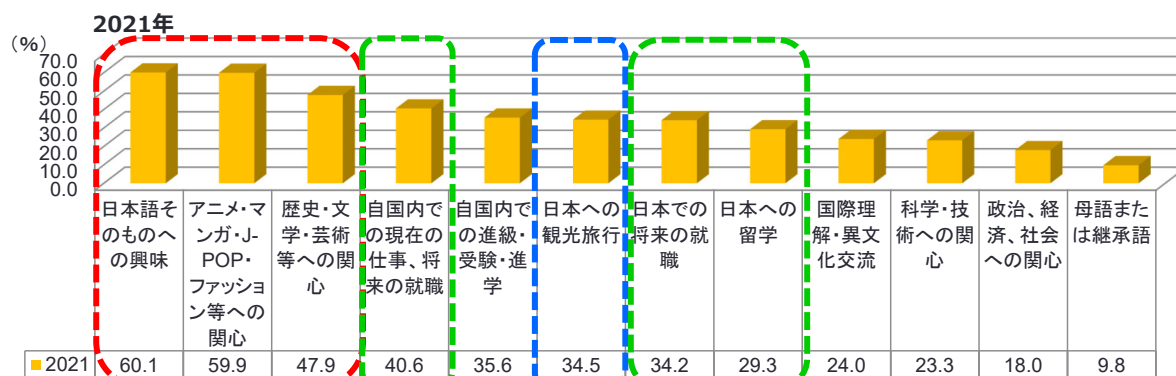
地域別オンライン学習実施率



40

1. 海外の日本語教育の現状 ～2021年度 海外日本語教育機関調査結果②～

日本語学習の目的・理由(複数回答)



41

2. 国際交流基金の日本語事業 ～主な施策①

①海外の日本語教育環境の整備

※【】内は令和5年度の実績

1. 日本語専門家の海外派遣

教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、EPA予備教育などを担う日本語専門家や日本語指導助手等を各国教育省、国際交流基金海外拠点、中等・高等教育機関などに派遣。
【長期派遣ポスト数: 38か国・地域114ポスト、米国若手日本語教員(J-LEAP): 12人】



2. 海外の日本語教師を対象にした研修の実施

海外の日本語教師の日本語力と日本語教授能力の向上を図るための、現地及び日本の研修施設における研修事業。【教師研修参加者数: 20,129人(オンライン研修を含む)】



3. 日本語教育機関の活動及びネットワーク形成に対する支援

海外の日本語教育機関が必要とする教師謝金や日本語教材の購入費、弁論大会等のイベントの開催経費の一部を助成することで活動を支援。特に、各国の中核的な日本語教育機関については「さくらネットワーク」メンバーに認定し、継続的な支援を通じて活動を強化。
【さくらネットワークメンバー数: 101か国・地域355機関、助成実施件数: 79か国・地域443件】



4. 日本語教育・学習の奨励

各国・地域における日本語教育の開始や継続を後押しするため、海外の教育・行政機関等への働きかけ(アドボカシー)。学習者の学習意欲向上のための訪日研修や弁論大会等。職務遂行のため日本語能力を必要とする海外の外交官、公務員、文化学術専門家等の訪日研修。子どもを対象とした日本語教育支援 【海外事務所の主催等事業実施件数: 365件。外交官、公務員、文化学術専門家の研修参加者数: 76人】



5. EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

経済連携協定(EPA)による看護師・介護福祉士候補者への日本語教育(フィリピン、インドネシア)。【EPA研修参加者数: 1,104人(継続545人 新規559人)】



6. 日本語パートナーズ派遣事業の実施

2014年度から日本語母語話者を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEAN諸国を中心とするアジアに派遣。



42

2. 国際交流基金の日本語事業 ～主な施策②

②日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学習プラットフォームの提供

※【】内は令和5年度の実績

7. 日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

- ①「JF日本語教育スタンダード」※に準拠した学習教材『まると 日本のことばと文化』などの教材を制作。【販売部数: 62か国で87,545部。累計販売部数: 約68万部】 (※「JF日本語教育スタンダード」は外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の仕方を考えるツール。)
- ②「JF生活日本語Can-do」を学習目標にした教材『いろいろ 生活の日本語』を制作【国内外から約185万のアクセス数、約438万のページビュー数】

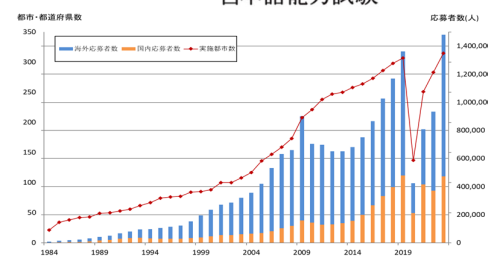


「入門」～「中級2」まで全巻販売中

8. 日本語能力評価のための試験の実施

- ①日本語を母語としない者の日本語能力を測定・認定する「日本語能力試験」(JLPT)を(公)日本国際教育支援協会と共催。基金は作題と海外実施を担当。
【海外91か国/地域269都市で実施、受験者数831,744人】
- ②在留資格「特定技能1号」の申請に使用できる「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic)を実施。
【海外11か国21都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者数103,183人】

日本語能力試験



9. オンライン日本語学習プラットフォームの運営

インターネットを通じた学習支援を目的として、オンラインコースの運営や学習管理を行うための日本語学習プラットフォーム「みなと」やモバイル端末向け学習アプリを開発・提供。
【①「みなと」や②「いろいろ」のオンラインコースの数や一部コースの対応言語を拡充。受講者数: ①157,901人、②59,059人。モバイル端末向けに③ひらがな/カタカナ/漢字学習アプリや④初学者向け日本語テストアプリを開発・提供。総ダウンロード数は③約181万件、④約8.6万件】



日本語をいつでも、どこでも学べます

10. 海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

各国の日本語教育機関数、学習者数、教師数等を1974年から3年に1度の頻度で調査・公開。
【2021年度海外日本語教育機関調査結果の報告書を公開中】

43

2. 国際交流基金の日本語事業 ～主な施策③

外国人材受入れ拡大のための日本語教育事業（令和元年度開始）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」※に基づき、①～④の取組を包括的に行い、日本語能力をもつ人材が持続的に輩出され、公正で透明性ある試験によって日本で就労機会を得る好循環を創出していく。①については、日本国内及び特定技能に関する協力覚書(MOC)署名国における実施を推進する。

※平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定及び令和4年6月14日「同(令和4年度改訂)」

事業	事業の内容・目的	実施状況
①国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)の実施	外国人材が、日本の社会で生活・就労する上で必要な日本語コミュニケーション力を備えているかを判定するコンピューター・ベースのテストを実施する。	令和5年度末までに、海外11か国(※)と日本でテストを実施。また試験開始から令和6年3月までの累計で205,964名が受験、86,726名が合格。
②日本語教育カリキュラム・教材の開発	テスト合格に必要な日本語能力を最短で習得できる学習カリキュラム、教材を開発。その普及支援のため生活日本語コーディネーターを派遣し、現地教育機関への巡回指導等を行う。	新教材『いろいろ 生活の日本語』は、令和2年3月に初級編、同年11月に入門編を公開。日英版ほか計17言語版を公開中。『いろいろ』準拠のeラーニング「いろいろオンラインコース」は日英ほか計10言語で展開(令和5年度末現在)。生活日本語コーディネーター4名を派遣(令和6年度)。
③現地日本語教師の育成	入門レベルの日本語学習者に必須となる、現地語を使用して教えることができる現地人教師の育成を進める。	令和元年度から引き続き日本語専門家を派遣し、現地で日本語教師向け研修等を実施。また、日本語国際センターにて教師研修を実施。(令和5年度は現地・国内合わせて計1,604名の教師に対し研修を実施)
④現地日本語教育活動の強化支援	海外での調達が困難な教材購入助成等の現地教育機関に対する支援を実施。	令和元年10月以降、MOC署名国及び中国のうち、令和6年度時点で、アジア10か国※において助成支援を実施。

※MOC署名国16か国(比、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、尼、越、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、印、マレーシア、ラオス、キルギス)及び中国のうち、JFT-Basicは中国、越、パキスタン、マレーシア、ラオス及びキルギスを除く11か国で実施。助成は比、カンボジア、ネパール、モンゴル、スリランカ、尼、越、バングラデシュ、ウズベキスタン、印の10か国で実施。

44

2. 国際交流基金の日本語事業 ～主な施策④

日本語パートナーズ派遣事業

- ▶ 2014年度から、シニア・学生等の人材を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEANを中心とするアジアに派遣。
- ▶ 各国の高校などで現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり、日本語教育を支援する。
- ▶ 派遣先校の生徒や地域の人たちと日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。
- ▶ 日本語パートナーズ自身も現地の言語、文化、社会を学び、得られた体験を日本に発信する。

国・地域	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	合計
インドネシア	48	74	156	165	167	168	0	30	83	71	962
カンボジア	-	-	2	6	7	1	0	1	1	24	42
シンガポール	-	1	1	1	1	1	-	-	-	-	5
タイ	29	52	99	114	128	127	0	45	73	76	743
台湾	-	-	5	77	88	36	0	13	49	89	357
中国	-	-	5	86	93	32	0	2	2	39	259
フィリピン	5	9	10	15	14	14	0	0	14	18	99
ブルネイ	-	1	1	1	1	1	-	-	-	12	17
ベトナム	10	12	41	76	85	49	0	14	27	34	348
マレーシア	8	20	38	38	42	64	0	18	20	14	262
ミャンマー	-	1	5	4	6	18	0	0	-	-	34
ラオス	-	-	1	8	3	4	0	0	10	4	30
派遣人数合計	100	170	364	591	635	515	0	123	279	381	3,158



教室でのパートナーズの活動の様子

45

2023（令和5）年12月17日、岸田文雄内閣総理大臣が日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において、包括的な人的交流プログラム「次世代共創パートナーシップ文化のWA2.0ー」を新たに立ち上げることを発表。2014年度開始の「文化のWA」プロジェクトの後継として、2024（令和6）年度以降10年間にわたり、「双方向の知的・文化交流事業」と「日本語パートナーズ事業」を二つの柱として集中的に実施し、ASEAN諸国等との人的交流を一層推進するために協力していくことを目指す。

目的・対象

- 目的：現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を日本語教育機関に派遣し、ASEAN諸国等における日本語教育支援及び次世代の日本文化理解促進を図るとともに、多文化共生社会実現を担う人材育成に貢献する。また、受入校の教師や学習者を対象とする訪日研修を通じて、日本語教師の資質向上と学習者の学習継続を支援する。
- 対象：日本語教師・学習者

日本語パートナーズ事業計画

1 パートナース派遣

「文化のWA」からの継続事業として、一般公募（長期・短期）、教職課程学生/文科省連携（長期）、多文化共生：地方自治体、学校連携（長期・短期）、日本語教育インターンの5カテゴリーで、10年間にわたりパートナーズを派遣する。一部の国については、「文化のWA」では対象でなかった初等教育機関への拡大も図る。

2 カウンターパート招へい

パートナーズ受入校の日本語教師を10年間にわたり招へいし、日本語力の向上や日本語教授法などの研修を実施する。また、受入校の高校生、および日本語履修大学生に対し、訪日研修の機会を提供して、将来の留学やインバウンドにも繋げる。

3 教材開発

初中等教育向け日本語・日本文化理解用教材を制作するとともに、「みなと」内提供済コースや「エリンアプリ」「ひらがな・カタカナ・漢字学習アプリ」といった既存アプリの中で初中等レベルに適した既存教材を多言語化する。

4 帰国後フォローアップ

パートナーズ経験者の帰国後の自立的活動(多文化共生社会実現への貢献)を支援するためのフォローアップ体制を構築する。

46

2. 国際交流基金の日本語事業 ～主な施策⑤

こどもを対象とした日本語教育支援・継承日本語教育の取り組み

初等教育における日本語教育の実施支援

【R5年度主要事業】

- ・初等教育オンライン教材開発(豪州)
- ・初等教育第1外国語教科書作成協力、教師研修、コンサルティング(ベトナム)
- ・日本語クラブ(課外活動)等実施のための教師向けセミナー(英国)
- ・エジプト日本学校(公立小学校)における日本語教育支援、アラビア語版日本語初等教育教材作成(エジプト)

海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育

▶「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効率的に推進するための基本的な方針」(R2年6月閣議決定)に記された「海外に在留する邦人の子等」に対する日本語教育についてJFが実態の把握と必要な支援を実施

- ▶ 各国・地域の関係団体と連携し、そのイニシアティブを尊重しつつ、国・地域を超えたネットワーク構築や協働の取り組みを推進
⇒海外事務所との共催、助成による支援
- ▶ 出張や訪日事業の実施を通じ今後の事業計画につながる状況調査を実施
⇒求められる情報の発信・共有・コンテンツ開発へ

【R5年度主要事業】

- ・国際繫生語大会2023の共催支援(豪州)
- ・日本につながる子どもの日本語教育関係者ミーティング
(日本国際センター、関係者18名訪日参加、2023年12月実施)
- ・各国プラットフォーム運営・運営支援(韓国、豪州、カナダ、米国、ドイツ等)
- ・JFウェブサイトの特設ページへの情報の集約・発信
- ・補習授業校実態調査(文部科学省・外務省協力、全世界)

＜参考＞令和4年度までの事業実績

- ・海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育実態調査(韓国、豪州、米国、ドイツ、メキシコ、ブラジル、スペイン等)
- ・本部主催オンラインセミナーの実施(BMCNと共催)
- ・NHK幼児番組DVDの継承日本語教育関係機関への配付
- ・児童書の継承日本語教育関係機関への貸与



米国プラットフォーム

47

国際交流基金の海外日本語教育支援 海外派遣プログラムの応募資格

プログラム	年齢	学歴	日本語教育 学習歴	日本語 教授経験	派遣期間	派遣国・地域
日本語パートナーズ	20-69歳	派遣国・地域により異なる	不問	不問	1年未満	A S E A N 等
米国若手日本語教員 (J-LEAP)	35歳未満	大卒以上	(a), (b), (c) のいずれか ※1	望ましい ※2	通常2年	米国
EPA日本語講師	—	大卒以上	(a), (b), (c) のいずれか ※1	望ましい ※2	約7か月	インドネシア フィリピン
日本語指導助手	—	大卒以上	(a), (b), (c) のいずれか ※1	望ましい ※2	通常2年	海外 (募集年により国は異なる)
日本語専門家	—	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	2年以上	通常2年 (最長2年の延長の可能性あり)	海外 (募集年により国は異なる)
日本語上級専門家	—	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	10年以上	通常2年 (最長2年の延長の可能性あり)	海外 (募集年により国は異なる)

※1: (a)大学で日本語教育を主専攻/副専攻として修了した者、(b)日本語教育能力検定試験に合格した者、(c)日本語教師養成講座420単位時間以上を修了した者

※2: 日本語教授経験については不問ながら、ティーチングアシスタントやチューターも含め経験があることが望ましい。

(参考) 国際交流基金ウェブサイト「世界で日本語を教えよう！」 https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/teacher/teacher_top.html

国際交流基金の海外日本語教育支援 海外日本語教師研修

(独立行政法人国際交流基金 第5期中期計画より)

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、引き続き日本国内の教育関係機関との連携を深める。

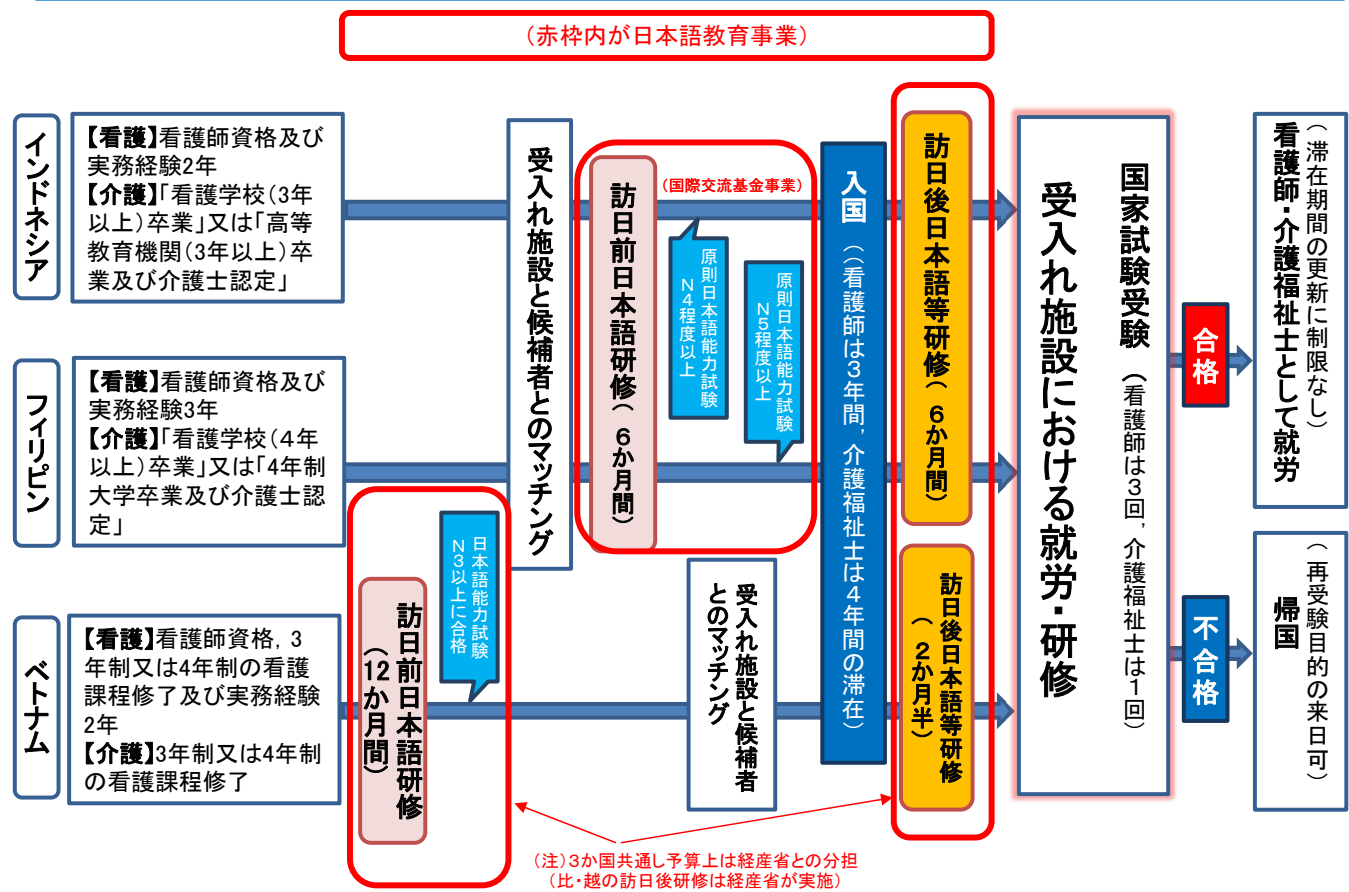
・日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力を努める。



日本語専門家は38か国・地域114ポスト(令和5年度)

経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れ概要



50

JICA海外協力隊

1. 事業概要

開発途上国からの要請（ニーズ）に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む人を募集し、訓練を経て派遣するもの。

事業の目的

- 1 開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与
- 2 異文化社会における相互理解の深化と共生
- 3 ボランティア経験の社会還元

	青年海外協力隊 海外協力隊	シニア海外協力隊	日系社会青年海外協力隊 日系社会海外協力隊	日系社会シニア海外協力隊
発足	1965年度	1990年度	1985年度	1990年度
派遣中人数	1,230名	94名	64名	7名
累計	93ヶ国 47,634名	79ヶ国 6,693名	9ヶ国 1,622名	10ヶ国 555名

(2024年4月末日現在)

(派遣までの流れ)

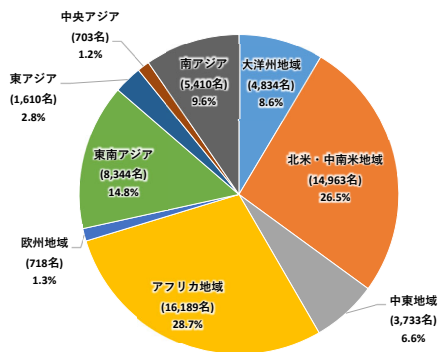
- 募集は年2回（春、秋）。試験（語学、技術、面接、健康診断）により選考。
- 派遣前訓練（最終選考を通過した者を対象）
 - ・ 長野県駒ヶ根市及び福島県二本松市の青年海外協力隊訓練所において実施。約73日間。
 - ・ 隊員として必要な素養（安全管理、健康管理、任国事情、異文化理解、コミュニケーション能力、語学等）を習得
 - ・ 訓練を修了した人材を原則2年間各任国に派遣。

51

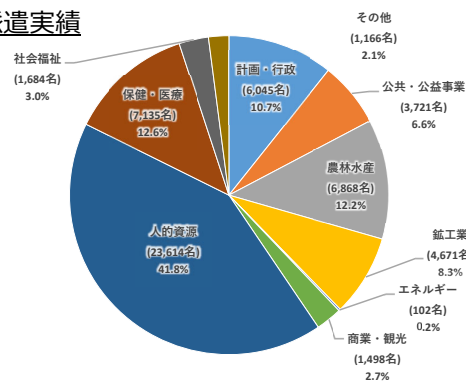
2. 地域別・分野別派遣実績

(1) 派遣実績：1965年の派遣開始以降、累計で99ヶ国に5万6千人以上を派遣（2024年4月末現在）

地域別派遣実績



職種別派遣実績



活動分野・職種

計画行政	商業 観光	公共 公益事業	人的資源	農林水産	保健 医療	鉱工業	社会福祉	エネルギー
・コミュニティ開発 ・コンピュータ技術 ・防災・災害対策	・マーケティング ・観光 ・経営管理	・土木 ・廃棄物処理 ・建築 ・上下水道	・小学校教育 ・各種スポーツ ・青少年活動 ・日本語教育	・野菜栽培 ・家畜飼育 ・飼料作物 ・食用作物 ・稲作栽培 ・土壌肥料	・看護師 ・感染症・エイズ 対策 ・理学療法士 ・病院運営管理	・自動車整備 ・建設機械 ・食品加工 ・金属加工	・ソーシャルワ ーカー ・障害児・者支 援 ・高齢者介護	・電力 ・再生可 能・省エネ ルギー

(2) 「日本語教育」の派遣実績と活動内容

日本語教育隊員は累計で73ヶ国に3,400人以上が派遣されている。地域別では、北米・中南米、東南アジア、東アジアの順に多く、大洋州、南アジア、欧州、中東、中央アジア、アフリカへの派遣実績がある。

日本語教育隊員は、初等・中等教育機関(中学・高校)、高等教育機関(大学)、専門学校・職業訓練校、中南米の日系社会にある日本語学校等に派遣され、現地教師の日本語運用能力や指導技術向上のための協力をはじめ、学習者に対する日本語の授業、日本文化紹介、日本語関連のイベントの企画や実施等を行っている。

52

JICAによる日系社会関連事業の概要

知識普及 (海外移住資料館)

- 2002年、開館。
- 目的：日本人の海外移住の歴史、および移住者とその子孫である日系人について、広く一般の人々、特に次代をになう若い世代に知識を広め、理解を深めてもらう。
- 年間来場者数 約5万人

海外移住支援 (助成金)

- 目的：移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うために移住者の団体に対し助成金を交付する。
- 高齢者福祉、人材育成分野を中心に交付

移住債権関連対策

- 目的：移住債権回収等の支援を行う。

人材育成

日系社会次世代人材育成

- 目的：日系子弟に対し、日系人としてのアイデンティティ向上の機会を与え、日系社会の次代を担う人材を育成する。

<中学生プログラム>

- 対象者：中学生相当の日系子弟
- 対象人数：52人(含、引率者2人)

<高校生プログラム>(2015年度新設)

- 目的：高校生相当の日系子弟
- 対象人数：32人(含、引率者1人)

<大学生プログラム>(2015年度新設)

- 目的：大学生相当の日系子弟
- 対象人数：20人

日系社会研修

- 目的：中南米からの日系研修員の受入れを通じて、中南米の日系社会の発展に協力するとともに、これらの事業への広範な市民参加を促進し、助長する。
- 受入人数：年間約130人

日系社会リーダー育成

- 目的：将来の日系社会をになうリーダー、または居住国の発展に貢献し、日本と居住国の架け橋となり得る人材を育成
- 分野：医学、歯学、農学、教育学、経済学、法学、工学、情報学等
- 支給内容：学費(大学院)、滞在費、往復渡航費
- 支給人数：年間約20人

日系社会海外協力隊(日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊/日系社会シニア海外協力隊)

- 目的：日本からボランティアを派遣し、日系人、日系社会の人々と、ともに生活・協働しながら、中南米地域の発展に貢献する。
- 派遣人数：年間約80人

日系社会との連携・協力

- 民間連携事業：案件化調査、普及・実証事業(中南米日系社会との連携調査団を通じた促進)
- 草の根技術協力、第三国専門家、等

53

厚生労働省関係資料

外国人就労・定着支援事業

令和6年度当初予算額 5.7億円（5.8億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修及び修了者に対する就労・定着支援を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

●事業の概要

国から委託を受けた民間団体が、研修カリキュラムの策定や研修の実施、修了者に対する就労・定着支援等を行う。

- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象とする。
- 研修は受講者の能力に応じて複数のレベルを設定し、全レベルにおいて、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上のみならず、ビジネスマナー、日本の雇用慣行、労働関係法令及び社会保険制度に関する知識の習得を目的とする研修、職場見学を併せて実施。
- 実施地域の実情や受講者のニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースを設定。
- 研修の実施と併せて、公共職業安定所や地域のNPO団体等と連携し、修了者に対する就労・定着支援を行う。

●事業スキーム

（厚生労働省）
国

委託

民間団体

3 実施主体等

対象者	● 対象者：身分に基づく在留資格の外国人等
研修内容	● 受講者の能力に応じて複数のレベルを設定 ● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通） ● 1コースあたりの総研修時間は 100時間 に設定（概ね2ヶ月） ● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定
修了者に対する就労・定着支援	● 外国人を初めて雇用した事業主等と外国人労働者との円滑なコミュニケーションを図るためのコツをまとめた「外国人従業員とのコミュニケーションのコツ」を作成し、公共職業安定所における求人開拓や就職後の職場定着支援に活用 ● 地域の外国人支援団体等と連携し、修了者に対する定着支援を実施
実施規模	● 定住外国人が集住する地域を中心に、全国 115地域 280コース 、受講者 5,600名 規模で実施 [参考] 令和5年度実績 実施地域数 … 114地域 実施コース数 … 285コース 受講者数 … 3,865名

技能実習生の技能習得に資する日本語教材開発事業

令和6年度予算額 外国人技能実習機構交付金66億円の内数

1 事業の目的

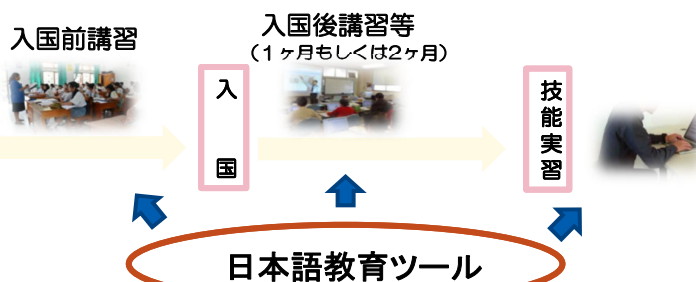
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）においては、「国は、事業主等が技能実習生に対して日本語能力の更なる向上の機会の提供を促進することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする」とされている。
- このため、令和元年度から、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供している。

2 事業の概要・実施主体

- (1) 実習生の学習状況及び必要とされるコンテンツ等の検討
技能実習現場の意見収集、有識者による検討

- (2) 日本語教育ツールの開発・提供
e-learning 教材として、①大卒の職種（建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械金属関係等）、②実際の現場（office work ではない）で使用する語彙、表現を使用（基本作業や安全衛生、労働契約等）、③例文を使用、④画面・音声ツールがついた、教材を開発し、外国人技能実習機構HPで教材を提供（テキスト教材、スマートフォン用アプリ教材）

- (3) 実施主体：外国人技能実習機構



3 事業実績

- 8言語（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語）について教材を開発、提供
 ◆テキスト教材7職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係、溶接関係*）
 ◆アプリ教材6職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係*）

* 令和6年度開発予定の職種

56

介護の日本語学習支援等事業

令和6年度当初予算額 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.6億円の内数

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようになるためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- 自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- 外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習WEBコンテンツ

特定技能評価試験学習テキスト

介護の日本語テキスト

外国人のための介護福祉士国家試験一問一答

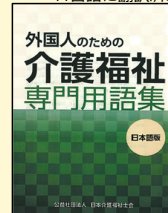
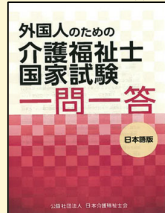
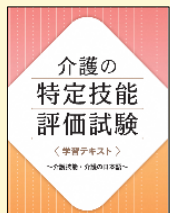
外国人のための介護福祉専門用語集

*11言語に翻訳済み

*11言語に翻訳済み

*11言語に翻訳済み

*11言語に翻訳済み



57

経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

外国人看護師候補者学習支援事業

令和6年度予算額:1.0億円(1.0億円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

(対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費等
(委託先) 公募により選定

外国人看護師候補者就労研修支援事業

令和6年度予算額:医療提供体制推進事業費補助金 261億円の内数
(医療提供体制推進事業費補助金 251億円の内数)

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、
i)日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするために必要な経費 ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

(補助先) 都道府県 (間接補助先:外国人看護師候補者受入施設)
(対象経費) 報償費等
(基準額) i)117千円/人 ii)461千円/施設
(補助率) 定額

EPA介護福祉士候補者等への学習支援等について

- 外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語や介護の学習及びその学習環境の整備に対する支援等を行う。
- また、外国人介護福祉士候補者の介護福祉士国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン及びベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者に対する母国での再チャレンジ支援を行う。

	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業)	外国人介護福祉士候補者学習支援事業
主な事業	○候補者の学習支援 ・日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費 ・日本語学校の授業料や通学等に要する経費 ・民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費 ・喀痰吸引等研修の受講に要する経費 ○研修担当者への支援 ・受入施設の研修担当者の活動に要する経費	・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施 ・介護分野の専門知識に関する通信添削指導 ・資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援 など
実施主体	都道府県	民間団体(公募)

【候補者の年度別受入れ人数(直近5か年分)】

年度	EPA介護福祉士候補者の年度別受入れ人数			
	インドネシア	フィリピン	ベトナム	計
平成30年度	298人	282人	193人	773人
令和元年度	300人	285人	176人	761人
令和2年度	274人	269人	193人	736人
令和3年度	263人	226人	166人	655人
令和4年度	271人	218人	131人	620人

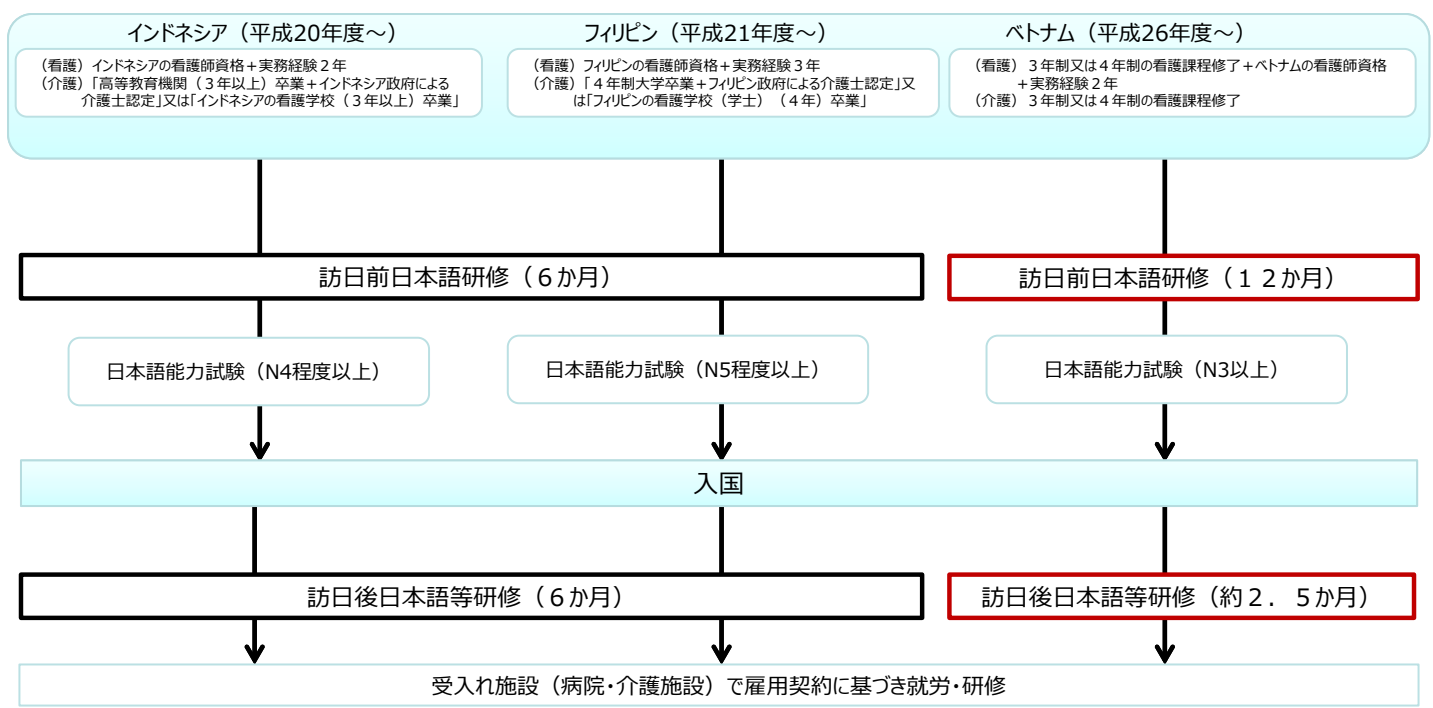
【令和6年度当初予算額】 ※()内は前年度当初予算額

- 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
・地域医療介護総合確保基金97億円の内数(137億円の内数)
- 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
384億円の内数(396億円の内数)
- 外国人介護福祉士候補者学習支援事業
・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
128,000千円(127,064千円)

経済産業省関係資料

看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業

- 経済連携協定（EPA：国際約束）に基づき、公的な枠組みで特例的に看護師・介護福祉士候補者を受入れ。
- 本事業は、**看護師候補者、介護福祉士候補者を日本に受入れ**、日常生活や病院・介護施設における日本語コミュニケーション能力を習得することを目的として、**日本語研修等を外務省、経産省が連携して実施している**。



経済産業省補助事業（AOTS実施）における日本語研修

事業名：技術協力活用型・新興国市場開拓事業（ODA）

概要：受入企業での実地研修に先立ち、研修センターに合宿して集団で行われる導入研修

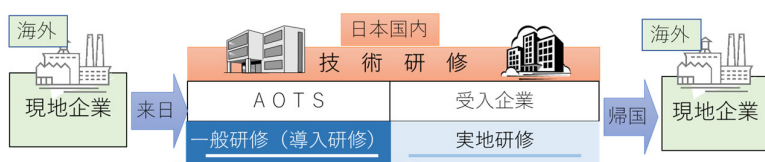
対象者：海外の日系企業等の管理者・技術者

特長：

✓「話す・聞く」を重視した短期速習の日本語研修を研修センターで合宿形式で実施。

✓日本社会や企業文化を理解するための講義や企業見学も実施。

一般研修の全体像



一般研修	日本語研修	6週間コースまたは13週間コース
	セミナー	ビジネスマナー 生活マナー 日本企業文化
	体験学習	産業施設見学 フィールドワーク 研修旅行
	研修サポート	学習相談 地域との交流 病院引率等

※令和6年度補助事業者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）作成。

研修形態・特長

- ✓ AOTS研修センターにおける合宿型の対面・集合研修
- ✓ 研修生の能力レベルに合わせた教材（「みんなの日本語初級I、II」「新日本語の中級」等）と独自の研修システムで研修
- ✓ 研修現場において口頭で円滑なコミュニケーションがとれることを最優先にした日本語教育

日本語研修の期間・時間

- [13週間コース] 日本語：約120単位 360時間
- [6週間コース] 日本語：約50単位 150時間

日本語研修内容

13週間コース (J13W)	実地研修や日本での生活に役立つ日本語能力の習得を目標に約1,400の語彙、150の文型、仮名、漢字300字程度を学習します。
6週間コース (J6W)	簡単な日常会話能力の習得を目標に約800の基本語彙、75の基本文型、仮名、漢字100文字程度を学習します。

62

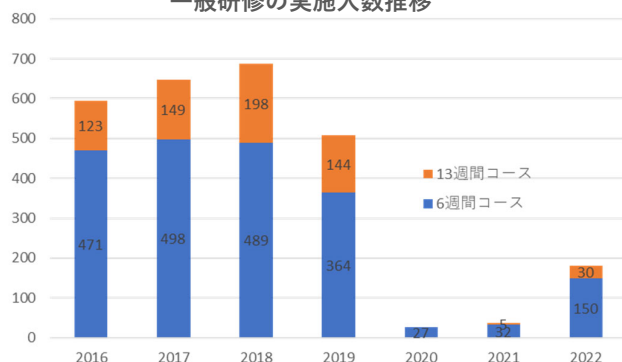
（参考）日本語研修 各種実績

※一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）作成

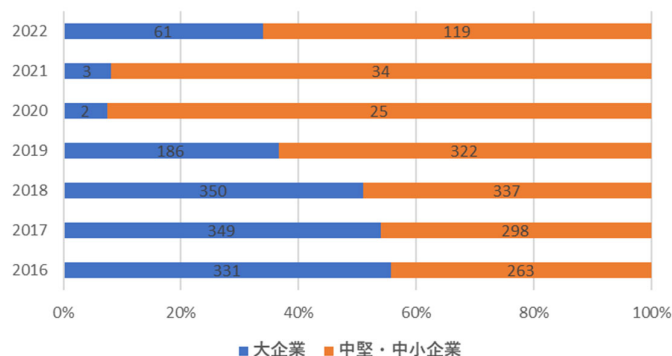
2020年から2022年は渡航制限の影響で実施人数が減少。2023年からは回復基調。

研修利用企業の多くが製造業であり、アジア地域からの研修生が大半を占める。

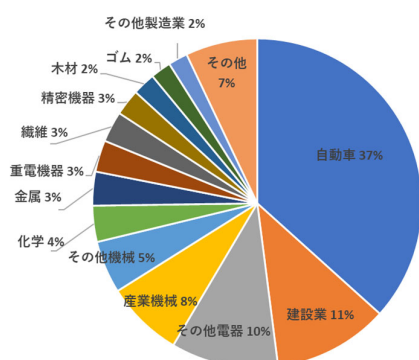
一般研修の実施人数推移



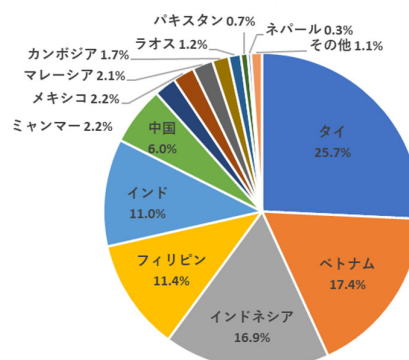
企業規模別人数割合



業種別人数割合（2016-2022）



国別人数割合（2016-2022）



総務省関係資料

64

地域における多文化共生施策の推進について

○総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しているほか、全国の多文化共生に係る取組の好事例を集めた「多文化共生事例集」を作成し、地域における多文化共生施策を促進。

地域における多文化共生推進プラン（令和２年度）

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和２年９月に改訂

【具体的な施策】

（１）コミュニケーション支援

- ①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ②日本語教育の推進
- ③生活オリエンテーションの実施

（２）生活支援

- ①教育機会の確保
- ②適正な労働環境の確保
- ③災害時の支援体制の整備
- ④医療・保険サービスの提供
- ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ⑥住宅確保のための支援
- ⑦感染症流行時における対応

（３）意識啓発と社会参画支援

- ①多文化共生の意識啓発・醸成
- ②外国人住民の社会参画支援

（４）地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進グローバル化への対応
- ②留学生の地域における就職支援

【多文化共生施策の推進体制の整備】

- （１）地方公共団体の体制整備
- （２）地域における各主体との連携・協働

多文化共生事例集（令和３年度版）

- 改訂したプランを踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等に対応している新たな取組事例を入れて、令和３年８月に公表

【主な掲載事例】（ ）は事例の数

（１）コミュニケーション支援(17)

- ①一元的相談窓口の開設・運営 等(9)
- ②日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出 等(6)
- ③生活設計支援冊子の作成 等(2)

（２）生活支援(53)

- ①就学前教室 等(12)
- ②技能実習生の受入環境の整備 等(9)
- ③災害時防災リーダーの養成 等(11)
- ④医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及 等(5)
- ⑤外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成 等(7)
- ⑥多言語対応が可能な不動産業者の紹介 等(3)
- ⑦動画を活用した情報発信 等(6)

（３）意識啓発と社会参画支援(12)

- ①外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催 等(7)
- ②多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり 等(5)

（４）地域活性化の推進やグローバル化への対応(9)

- ①観光分野における外国人住民の取組 等(4)
- ②大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結 等(5)

（５）多文化共生施策の推進体制の整備(6)

- （１）多文化共生に係る連携体制の整備 等(3)
- （２）広い主体と連携した指針・計画の策定 等(3)



▲外国人相談窓口の様子



▲外国人防災リーダー養成研修の様子



▲アートプロジェクト（ワークショップ）の様子



▲外国人住民が運営する会社による農業体験ツアーの様子



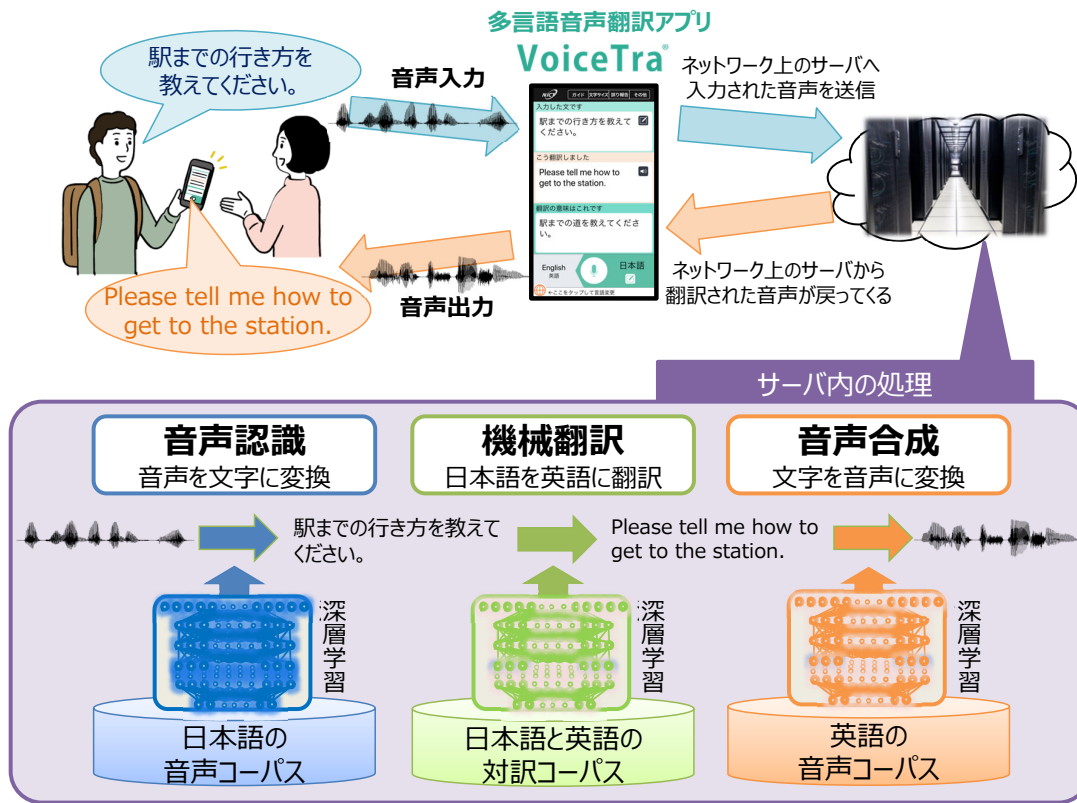
▲県と町が共催する「地域日本語教室」の様子

→ 引き続き、地域の実情を踏まえて多文化共生施策を推進するよう地方公共団体に依頼

65

多言語翻訳技術の研究開発

- 総務省・NICTにおける多言語翻訳技術の研究開発により、訪日・在留外国人対応等を想定した**18言語の逐次翻訳**において、**実用レベルの翻訳精度**（TOEIC900点相当）を実現。更に、**2024年度までに重点対応言語を21言語に拡大**することを目指す。



対応言語(31言語)

重点対応言語（実用レベル）

訪日・在留外国人対応等を想定した**18言語**

日本語	スペイン語
英語	ブラジルポルトガル語
中国語	フィリピン語
韓国語	アラビア語
タイ語	イタリア語
インドネシア語	ドイツ語
ベトナム語	ヒンディ語
ミャンマー語	ロシア語
フランス語	ウクライナ語

クメール語 ネパール語 モンゴル語
(研究開発を通じて2024年度までに重点化)

ウルドゥ語 オランダ語 シンハラ語
デンマーク語 トルコ語 ハンガリー語
ポーランド語 ポルトガル語 マレー語 ラオ語

ボイストラ(VoiceTra)アプリ



66

NICTの多言語翻訳技術を活用した主な民間サービス

音声翻訳サービス

- 「POCKETALK®S」
ポケットーク(株)
- 「VoiceBiz® UCDisplay」
TOPPAN(株)
- 「TransDisplay」
VM-FI (台湾, 台北)
- 「Fairy I/O® Tumbler T-01」
Fairy Devices(株)
- 「eTalk 5 みらいPFモデル」
RemoSpace(株)
- 「医療通訳タブレット MELON」
コニカミノルタ(株)
- 「ハイブリッド式多言語通訳サービス KOTOBAL」
コニカミノルタ(株)
- 「ポケットーク」アプリ版
ポケットーク(株)
- 「ポケットーク同時通訳」
ポケットーク(株)
- 「SmaLingual シリーズ 多言語音声翻訳サービス」
(株)IP DREAM, スマートカルチャー ゲートウェイ(株)
- 「VoiceBiz®」
TOPPAN(株)
- 「RemoteVoice®」
TOPPAN(株)
- 「mimi® 音声翻訳 powered by NICT」
Fairy Devices(株)
- 「Fujitsu Software LiveTalk」
富士通(株)
- 「BRIDGE マルチ通訳アプリ」
(株)BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS
- 「eTalk5APP みらいPFモデル」
RemoSpace(株)

音声翻訳APIサービス

- 「mimi® Cloud API Service」
Fairy Devices(株)
- 「多言語音声APIサービス」
日本電気(株)
- 「みらい翻訳プラットフォーム」
(株)みらい翻訳

<ご利用対象>

法人向け 個人向け

<提供形態>

端末 アプリ・ソフトウェア

テキスト翻訳サービス

- 「XMAT®」
(株)川村インターナショナル
- 「みんなの自動翻訳 @KI (商用版)」
(株)川村インターナショナル
- 「T-tact AN-ZIN®」
(株)十印
- 「AIKO SciLingual」
(株)アスカコーポレーション
- 「COTOHA® Translator」
NITコミュニケーションズ(株)
- 「ATOM KNOWLEDGE」
(株)CMC エクスマニコム
- 「DOCCAI 翻訳」
東芝デジタルソリューションズ(株)
- 「PharmaTra®」
TOPPAN(株)
- 「Mirai Translator®」
(株)みらい翻訳
- 「金融分野向け機械翻訳サービス FinTra®」
TOPPAN(株)
- 「ProTranslator EXPRESS」
日本特許翻訳(株)
- 「Fujitsu Translation Service」
富士通(株)
- 「CRYSTALTRANSLATOR® BUSINESS」
(株)マインドワード
- 「ヤラクゼン」
八楽(株)

出典：
https://gcp.nict.go.jp/news/flyer_business_GCP.pdf

67

多言語翻訳技術の普及に係る取組

- 総務省では、NICTの多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra」及びVoiceTra技術を活用した民間サービスの普及を推進。直近では、**外国人との共生社会の実現に向けた啓発イベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」**（法務省主催）に出展し周知を実施した他、外国人との共生社会の実現に向けた政府の取り組みガイドブック「**HarmoniUP！**」（入管庁作成）にも掲載。
- 更に、多言語翻訳技術の普及啓発を目的として、2018年より毎年、「**自動翻訳シンポジウム**」を開催しているところ、2024年（第7回）は、多言語翻訳技術の教育での活用等をテーマに、教育関係者を含む約450名の参加者に対して、**教育者による教育現場での多言語翻訳技術の活用について、講演・周知。**

ガイドブック「HarmoniUP！」（入管庁作成）



（出典）入管庁HP https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00070.html

自動翻訳シンポジウム

日時：2024年2月22日

テーマ：「生成AIとAI翻訳 ～教育での活用～」

講演内容：

- ・ AI翻訳と大学教育：探求・研究・発信の視点から
- ・ AI翻訳と小学校教育：外国語教育と国語教育の連携 等

参加者数：約450名

外国語教育と国語教育の連携に係る講演の様子



令和6年6月14日

日本語教育推進議員連盟 御中

要望書

日頃より日本語教育機関団体の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
日本語教育機関の課題に関して、以下の通り要望いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1, 育成就労制度における認定日本語教育機関等の活用

今国会に提出された「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」による育成就労制度において、認定日本語教育機関等を積極的に活用し、その際に適正な対価を担保すること等、関係省庁の連携により政府として日本語教育機関認定法の制度の活用を推進していただきたい。

また、制度活用に際しては、登録日本語教員不足が発生しないようご配慮いただきたい。

2, 日本語教育推進法の基本方針における施策

日本語教育推進法第13条2項に対する現在の基本方針における具体的施策例に、日本語教育機関を主体とした記載がない。日本学生支援機構の「外国人留学生進路状況調査結果」によると、母国の大学卒等で日本語教育機関に直接入学し、国内の企業に就職する留学生は、年々増加しており、最新データ(2022(令和4)年度)では、日本語教育機関の修了生の10.6%、2,650人(コロナ前約4,000人)となっている。基本方針の見直しに当たって、日本語教育機関からの進学に対する施策はもちろんのこと、日本語教育機関からの直接の国内就職というルートを視野に入れた施策も、文部科学省、法務省、厚生労働省、経済産業省等関係省庁連携によりご検討いただきたい。

3, 認定日本語教育機関への支援

新制度により日本語学校運営に対する要件が厳しくなる一方、振興策が出されていない。新制度の目的である日本語教育の質の担保・向上に向けた認定日本語教育機関の体制整備のための財政的支援をお願いしたい。

4, 認定申請にあたっての要望

(1) 柔軟な課程編成の考え方及び課程間の自由な移動

① 課程の考え方

語学教育とは、一人一人レベルが違う学生がそれぞれの目的を持って入学し、目標が達成できればそこで修了するといった特性があり、小中高のような、同じレベルの生徒が進度を同じく一斉に学んでいく学校教育とは違っている。このような語学教育の特性を踏まえ、本人の希望等での課程変更、修了などが可能となるよう、教育課程を柔軟に運用できる制度としていただきたい。

②課程間の移動

類型留学の目的・到達目標の異なる課程間の移動を学生の日本語能力の習熟度、希望等に応じて認めていただきたい。

(2) 認定日本語教育機関認定申請手続きの相談窓口の常設化

認定日本語教育機関認定申請手続きの事前相談の機会を充実させるとともに、コールセンターや、Zoom 等による同時双方向型のオンライン対面相談窓口を常設していただきたい。従来の法務省告示校では、各地方入管の窓口で対面にて相談できたが、今回の制度ではそのような機会が設けられていない。

(3) 書類の簡略化

①法務省告示校に対する書類の簡略化

法務省告示校は入管庁から既に告示校として認可されており、留学を希望する外国人は、法務省告示校が代理人となって、当該外国人の在留資格等を入管庁に申請し、入学の受入れを行っている。今回の「認定法施行規則第1章第1条第2項」には、「文部科学大臣は事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる」と制度設計上書類の省略が可能となっていることから、機関認定申請等の手続き及び提出書類を簡略化していただきたい。（「要望の背景」については別紙参照）

②学校法人に対する書類の簡略化

学校法人の日本語教育機関の場合、都道府県の学事課に提出する書類で、明らかに同じ内容であれば提出不要、というように簡略化していただきたい。また、文科省と都道府県の学事課への提出の順番についても明確化していただきたい。

(4) 設置者の経済的基礎を要することに対する条件緩和

新型コロナウイルス感染症による約3年間の断続的な入国制限は、国策として実施したものであるため、コロナが原因で債務超過になっている場合、5年以内に債務超過が解消できないことが直ちに認定を受けられないということにはしないでいただきたい。例えば告示校として数十年の実績があり、税理士、会計士等専門家が認めた合理的な中長期計画提出をもって、経過措置後数年以内に解消する目途が立っていることなど総合的な判断を認めていただきたい。（「要望の背景」については別紙参照）

5, 登録日本語教員の受験機会の拡大

登録日本語教員の試験頻度、試験会場を増やしていただきたい。また、CBT化を早期に実現していただきたい。

6, 結核スクリーニングの実施

結核スクリーニングの実施にあたっては、来日準備をする留学生の手続きが滞らないよう現地に十分な数の指定健診医療機関を確保していただきたい。また、新制度実施にあたっては、混乱が予想されることから、十分な移行期間を設定していただきたい。（「要望の背景」については別紙参照）

7, 銀行口座開設等取扱の円滑化

新規に入国する留学生が、銀行口座を開設する場合、現在は、ゆうちょ銀行以外の銀行においては、来日後、半年が経過しないと銀行口座の開設が行えず、また、ゆうちょ銀行においても、口座開設に際し利便性が高いとは言えないため、留学生の円滑な銀行口座開設が行えるようにしていただきたい。（「要望の背景」については別紙参照）

日本語教育機関団体連絡協議会

（一財）日本語教育振興協会

理事長 佐藤次郎

（一社）日本語学校ネットワーク

代表理事 大日向和知夫

（一社）全国各種学校日本語教育協会

理事長 佃吉一

（一社）全国日本語学校連合会

理事長 荒木幹光

全国専門学校日本語教育協会

会長 深堀和子

（一社）全日本学校法人日本語教育協議会

代表理事 江副隆秀

【要望の背景】

4(3)①法務省告示校に対する書類及び記載事項の簡素化

法務省告示校も新設校も手続き、提出書類については全く同じであり、法施行以前から要望していた重複手続きへの配慮が行われていない。認定後の入管庁・文科省への報告書類の重複提出への配慮は見られるが、機関認定申請の書類については、従来の制度で入管庁へ提出していた書類を改めて求められる等、二度手間、三度手間が散見される。特に、在職証明書については、教員資格に関係のない書類であり、新任の主任教員以外は、提出書類から除外していただきたい。さらには、在職証明書の記載事項として、勤務期間のみでなく、総勤務時間や、週当たりの勤務時間も求められているが、このようなデータは過去、記録が義務付けられておらず、在職証明書の発行を求められた日本語教育機関にとっても大きな負担となり、質の高い教育の維持の妨げとなっている。

【法務省告示校について、提出の軽減が望ましい書類具体例】

- 在職証明書(入管庁において審査済みの教員分)⇒仮に提出する場合も直近何年間か等区切っていただきたい。
- 日本語教員の最終学歴の卒業証書(入管庁において審査済みの教員分)
- 日本語教員の養成講座の修了証書(入管庁において審査済みの教員分)
- 日本語教員の日本語教育能力試験の合格証書(入管庁において審査済みの教員分)
- 校地校舎の図面、写真
- 設備・備品購入を証明できる書類

4(4)設置者の経済的基礎を要することに対する条件緩和

日本語教育機関団体連絡協議会(469 機関加盟(2020/6 時点))では、認定申請に関する現状について、調査(回答期間: 2024/4/9-4/15、回答校 139 校)を行ったところ、債務超過の機関は 17%、うち 5 年以内に解消できないと回答した機関は 7%であった。

6, 結核スクリーニングの実施

昨年 11 月 16 日の参院厚生労働委員会で公明党の秋野公造議員の質問に対して、武見敬三厚労大臣が今年度から結核スクリーニングを開始したいと答弁があった。もし十分な指定健診医療機関が確保されないまま、新制度移行となった場合、結核検査が受けられないために、在留資格認定証明書の発行が遅れて、入国も遅れ、学業に支障がでることが懸念される。また、来日を延期したり、来日を諦めてしまったりすることで、我が国への留学希望者が減少してしまう心配がある。

7, 銀行口座開設等取扱いの円滑化

留学生の銀行口座開設等については、以下のような問題があって利便性が低く、我が国が留学生の増加を望んでいないかのような印象を与えてしまっており、早急に改善の必要がある。

(留学生の口座開設等における問題点)

- ①来日後、6 か月以上経っておらず、アルバイトをしていない学生の場合は、振り込む場合も振り込まれる場合も国際送金扱いになり、手数料が高額で実質的に利用が制限される。(中長期在留者なのに、非居住者扱いとなっている。)
- ②約款が日本語で読んで理解できなければだめと言われるケースもあったり、本人が日本語でコミュニケーションができないと口座開設ができないと言われたりする(このあたりは、各銀行各支店によって対応差がある。)

③ゆうちょ銀行で口座開設する場合の問題点

《窓口で口座開設手続きをする場合》

- ・学生の居住地の最寄りの郵便局でないと開設できない。(一部の郵便局では、通学先の近くということで対応してくれる場合もある。)
- ・1日あたりの開設手続き人数を制限される。(一般的には、3-5名/日)
- ・来店時間を事前予約、調整しないと対応してくれない。予約していても、日本人で混みあうとキャンセルさせられる。
- ・学校職員の同伴がないと開設させてくれないことが多い。(学校最寄りの郵便局などでよくある事例)※学生が日本語のできる先輩を同伴する場合は学校職員がいなくても大丈夫だが、学校周辺の郵便局の場合、学校に1日あたりの開設制限オーバーだとクレームがくる。
- ・多言語コールセンターが2024/4/1より開設されたが、スマホだけでは手続きできず、パソコン、プリンターがない環境だと事前の口座開設書類が作れない。氏名もローマ字だけではなく、日本語のカナも打つ必要があるため、日本語入力環境も必要で自力では難しい。

《アプリによる口座開設手続きをする場合》

- ・無通帳型の口座しか開設できない。在留期間更新手続きの際に、通帳のコピーを準備する必要がある、無通帳型の口座は使いにくい(スマホ画面のスクリーンショットを何枚も撮り、印刷する必要がある)。
- ・学生のスマホの機種によっては、アプリが対応していない。

《その他》

- ・新規入国で犯歴などもないのに、開設の審査に異常に時間がかかる場合がある。